金沢市人権教育・啓発行動計画
2023

金沢市

は　じ　め　に

「人権の世紀」と言われる21世紀となり、すでに20年を超える歳月がたちましたが、いまだに、女性、子ども、高齢者、障害のある人など様々な人々に対する差別、いじめ、暴力など人権を侵害する行為があとを絶ちません。また、スマートフォンやSNS等の普及に伴うインターネットによる人権侵害等、社会を取り巻く環境や価値観の変化により、人権問題も複雑化・多様化しています。

この間、国においては、人権意識の高まりを背景に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、働き方改革関連法の改正など、法整備も進められてきました。

金沢市では、平成15（2003）年３月に「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」、平成25（2013）年３月には「金沢市人権教育・啓発行動計画」を策定し、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現をめざし、人権教育・啓発の総合的な推進を図ってきました。

新たに策定した本計画は、これまでの取り組み結果と課題を踏まえるとともに、新しい人権課題についても考慮したものであり、計画期間は令和５年度から令和14年度までの10年間としています。

人権は「空気」や「水」のように、私達の生活に必要で不可欠なものです。他人を傷つけたり、人権侵害や差別をしたりすることがないよう、一人ひとりが人権尊重の精神を養い、人権意識を高めなくてはなりません。本計画の推進により、皆様とともに人権について学び、金沢が差別のない、人権が大切にされるまちとなるよう一層努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきましたすべての皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和５（2023）年３月

金沢市長　村　山　　卓

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景 ―― 1

(1)　国際的な動向 …… 1
(2)　国・県の動向 …… 2
(3)　金沢市の取り組み …… 4

２　人権をめぐる市民の意識 ―― 6

(1)　「人権問題に関する市民意識調査」の概要 …… 6
(2)　人権についての関心度 …… 7
(3)　関心のある人権問題 …… 8
(4)　差別や人権侵害を受けたと感じたことがあるか …… 9
(5)　どのような差別や人権侵害を受けたと感じたか …… 10
(6)　差別や人権侵害を受けたと感じたときどのように対応したか …… 11
(7)　人権が尊重される社会を実現するために、行政としてどのような取り組みが必要か …… 12
(8)　調査の結果から見た課題 …… 13
(9)　まとめ …… 17

第２章　基本的な考え方

１　人権教育・啓発の概念 ―― 19

２　計画の目標と基本的視点 ―― 19

(1)　目　標 …… 19
(2)　基本的視点 …… 20

３　計画の性格と計画期間 ―― 21

(1)　計画の性格 …… 21
(2)　計画期間 …… 21

第３章　分野別課題の現状と施策の方向性

人権課題体系図 ―― 22

１　女性の人権 ―― 23

(1)　現状と課題 …… 23
(2)　施策の方向性 …… 25

２　子どもの人権 ―― 28

(1)　現状と課題 …… 28
(2)　施策の方向性 …… 30

３　高齢者の人権 ―― 32

(1)　現状と課題 …… 32
(2)　施策の方向性 …… 34

4　障害のある人の人権 ―― 37
(1)　現状と課題 …… 37　(2)　施策の方向性 …… 39
5　部落差別 ―― 42
(1)　現状と課題 …… 42　(2)　施策の方向性 …… 45
6　外国人の人権 ―― 46
(1)　現状と課題 …… 46　(2)　施策の方向性 …… 48
7　感染症患者等の人権 ―― 50
(1)　現状と課題 …… 50　(2)　施策の方向性 …… 52
8　犯罪被害者等の人権 ―― 53
(1)　現状と課題 …… 53　(2)　施策の方向性 …… 54
9　刑を終えて出所した人等の人権 ―― 55
(1)　現状と課題 …… 55　(2)　施策の方向性 …… 55
10　インターネットによる人権侵害 ―― 56
(1)　現状と課題 …… 56　(2)　施策の方向性 …… 59
11　性的マイノリティの人権 ―― 60
(1)　現状と課題 …… 60　(2)　施策の方向性 …… 61
12　その他の人権問題 ―― 63
(1)　現状と課題 …… 63　(2)　施策の方向性 …… 64

第４章　あらゆる場における人権教育・啓発の推進

1　就学前における人権教育 ―― 65
(1)　現状と課題 …… 65　(2)　施策の方向性 …… 65
2　学校における人権教育 ―― 66
(1)　現状と課題 …… 66　(2)　施策の方向性 …… 66
3　家庭・地域における人権教育・啓発 ―― 68
(1)　現状と課題 …… 68　(2)　施策の方向性 …… 68
4　企業等における人権啓発 ―― 69
(1)　現状と課題 …… 69　(2)　施策の方向性 …… 69
5　特定の職業従事者に対する人権教育・啓発 ―― 70
(1)　現状と課題 …… 70　(2)　施策の方向性 …… 70
6　人材の育成 ―― 73
(1)　現状と課題 …… 73　(2)　施策の方向性 …… 73

７　教材・学習プログラム等の開発 ―― 74
(1)　現状と課題 …… 74　　(2)　施策の方向性 …… 74

第５章　計画の推進に向けて

１　推進体制 ―― 75
２　市民意識の把握と効果的な推進のための情報提供 ―― 75
３　国、県、関係団体等との連携 ―― 75

資　料　編

世界人権宣言 ―― 79
日本が締結している主な人権関係条約 ―― 84
日本国憲法（抄） ―― 85
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律　（人権教育・啓発推進法） ―― 87
主な人権関連法 ―― 89

本文中の人権関係条約(＊)については、資料編「日本が締結している主な人権関係条約」、人権関連法(※)については、資料編「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「主な人権関連法」を参照ください。

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

(1)　国際的な動向

私たちは、二度にわたる世界大戦を経験し、平和と人権がいかにかけがえのないものであるかを学びました。1948年の国連総会で採択された世界人権宣言では、その第１条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方が提示されました。この宣言を具体化するため、1965年の「人種差別撤廃条約」*3、1966年の「国際人権規約」*1,2、1979年の「女子差別撤廃条約」*4、1989年の「子どもの権利条約」*6、2006年の「障害者権利条約」*8など、多くの人権に関する規約・条約が採択され、人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

しかし、東西冷戦終了後においても、各国間・国内での民族・宗教をめぐる対立や紛争により、人権を侵害する多くの問題が発生し、多数の犠牲者を出しました。

このため、人権尊重の潮流が世界に急速に広まりました。1994年の国連総会において、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことで、人権という普遍的文化を世界中に構築するための取り組みが開始され、2004年に一定の成果をあげて終了しました。しかし、「人権の世紀」を標榜した21世紀に入っても民族紛争やテロなどによって依然として人権侵害が続く状況の中、国連は人権文化のさらなる普及のために、「人権教育のための国連10年」をフォローアップする「人権教育のための世界計画」（2005年～）を採択しました。

「人権教育のための世界計画」は終了期間を設けず、フェーズ及び行動計画を策定して段階的に焦点をあて人権文化の普及を行っていくものです。現在行われている第４フェーズ行動計画（2020～2024年）では「青少年のための人権教育」に焦点があてられています。

また、2011年12月の国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による、協働の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化すべきであるという強力なメッセージである「人権教育と研修に関する国連宣言」が採択されました。

さらに、2015年９月には「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030

アジェンダ」が採択され、2030年までに達成すべき具体的目標が立てられました。それがSDGs（持続可能な開発目標）で、17の目標、169のターゲットで構成されており、その内容のどれもが「人が生きること」と関連しており、「人権尊重の考え方」をベースとしています。

しかしながら、2022年2月から開始されたロシアによるウクライナ侵略など、世界各地で紛争がいまだ繰りひろげられています。戦争は最大の人権侵害であり、決して許されるものはでありません。

(2)　国・県の動向

①　国の動向

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」※ 制定までの経緯

我が国においては、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法のもと、その具現化のために、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

人権をめぐる国際的な動きの中、我が国においても、「国際人権規約」*1,2、「女子差別撤廃条約」*4、「子どもの権利条約」*6、「障害者権利条約」*8などの人権に関する諸条約を批准するなど、基本的人権の擁護と人権意識の普及に向けた取り組みが進められてきました。

また、国は「人権教育のための国連10年」を受けて、平成７(1995)年12月には内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成９(1997)年７月には「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定しました。

平成８(1996)年12月には、「人権擁護施策推進法」が５年間の時限立法として制定され、人権の教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置されました。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に対し、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（平成11(1999)年７月）、「人権救済制度の在り方について」(平成13(2001)年5月)、「人権擁護委員制度の改革について」(同年12月）の3つの答申を行いました。

国は、人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、平成12(2000)年12月、「人権教育・啓発推進法」※を制定し、人権教育・啓発に関する理念や国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定、年次報告等、所要の措置を定めました。

◆「人権教育・啓発推進法」※ 制定後の取り組み

人権教育・啓発推進法に基づき、平成14(2002)年３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」といいます。）が策定されました。その後も、「児童虐待防止法」※12、「配偶者暴力防止法」※5が改正され、「犯罪被害者等基本法」※41、「高齢者虐待防止法」※23、「障害者虐待防止法」※31などが制定されました。

また、基本計画を受けて、文部科学省では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」（平成20(2008)年）を公表しました。

その後、平成23(2011)年４月には、「基本計画」を変更し、北朝鮮当局による拉致問題などに関する事項が追加、さらに、「障害者基本法」※27の改正、「障害者差別解消法」※32、「ヘイトスピーチ解消法」※36、「部落差別解消推進法」※35、「こども基本法」※18の制定など、個別の人権関係法の改正や整備が進められています。

② 県の動向

石川県では、国内行動計画に示された人権教育の基本的な考え方にそって、県民が人権の意義やその重要性について、十分認識し、人権尊重が当たり前となる社会が築かれるよう、人権教育を推進していくために、平成12(2000)年３月に「人権教育のための国連10年石川県行動計画」（以下「国連10年石川県行動計画」といいます。）を策定しました。

さらに、平成17(2005)年3月には、「国連10年石川県行動計画」を受け継ぎ、人権教育・啓発推進法に基づく「石川県人権教育・啓発行動計画」を策定、平成27(2015)年3月に改定しました。これらの行動計画を通して、石川県ではあらゆる人権問題を県民全体の課題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策の一層の推進を図っています。

⑶　金沢市の取り組み

平成７(1995)年12月策定の「金沢世界都市構想」においては、「人権の尊重と男女共同参画型社会の実現」に向けて、「市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重し、差別をしない意識を醸成すること、誰もが自己の持つ可能性を十分に発揮できるよう、学校教育・社会教育・啓発活動の一層の充実・推進など社会的条件の整備を図っていくこと」をうたっています。

この構想を受けた平成８(1996)年３月の「金沢市新基本計画(平成8～17年度)」では、①人権思想の普及と人権尊重意識の醸成、②高齢者、障害のある人、子どもの人権についての正しい認識の啓発、③国際的人権意識の醸成などを柱として、社会教育や学校教育などを通して、市民啓発や人権教育を積極的に推進してきました。

また、「金沢世界都市構想第2次基本計画（平成18～27年度）」では、目標の一つである「安心して暮らせるまち・金沢をつくる」の健康・福祉・医療分野の施策として「人権文化の創造」を掲げ、「人権の尊重」の取り組みとして「人権教育・啓発の推進」、「多文化共生社会の実現」、「国際平和の推進」など、「男女共同参画社会の推進」の取り組みとして「女性の人権が守られる社会づくり」、「自分らしく生きるための意識づくりと男女平等の風土づくり」などを推進してきました。

さらに、平成25(2013)年３月に、新たな都市像となる「世界の『交流拠点都市金沢』をめざして」を策定しました。交流拠点都市として金沢が発展していくためには、行政はもとより、市民一人ひとりが社会での役割や他者との関わりをこれまで以上に意識していくことが重要であるとし、基本方針の一つ「ひとづくり」の中に、「人権尊重」と「男女共同参画社会の推進」を掲げて取り組んできました。また、「世界の交流拠点都市金沢　重点戦略計画」では、「ダイバーシティの推進」を掲げ、その具現化として、令和3（2021）年7月に「金沢市パートナーシップ宣誓制度」を開始し、令和４（2022）年12月に「共生社会を推進する金沢共同宣言」を行いました。

◆「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」(計画年度：平成15～24年度)の策定

「人権教育のための国連10年」行動計画等を踏まえ、「社会全体の人権意識の高揚を図り、市民が人権尊重の態度を習慣として身に付け実行していける社会の実現」を目指し、平成15(2003)年3月、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」を策定しました。

◆「金沢市人権教育・啓発行動計画」(計画年度：平成25～34年度)の策定

平成25(2013)年4月、「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」の取組結果と課題を踏まえ、「すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目標とした「金沢市人権教育・啓発行動計画」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進してきました。

●金沢市の主な関連計画等

計画等の名称	計画年度等
新たな都市像を具現化する計画	令和５年度策定予定
金沢市国際交流ミライアクション	令和５～９年度
金沢市男女共同参画推進行動計画 かなざわ未来 奏(かな)でプラン2023	令和５～14年度
金沢市地域福祉計画2023	令和５～９年度
金沢市老人福祉計画・介護保険事業計画 長寿安心プラン2021	令和３～５年度
第５次金沢市障害者計画 ノーマライゼーションプラン金沢2021	令和３～８年度
金沢市少子化対策推進行動計画・金沢市子ども･子育て支援事業計画 かなざわ子育て夢プラン2020	令和２～６年度
金沢市子どもの貧困対策基本計画・金沢市ひとり親家庭等自立促進計画 金沢市子ども生活応援プラン	令和４～８年度
金沢子どもを育む行動計画2023	令和５～９年度
金沢市特別支援教育指針（第2次）	令和２年12月改定
金沢市生涯学習振興基本計画	平成28～令和７年度

２　人権をめぐる市民の意識

(1)　「人権問題に関する市民意識調査」の概要

「金沢市人権教育・啓発行動計画」の計画期間終了にあたり、この間の市民意識の変化等を把握し、新たな計画策定の基礎資料を得ることを目的として、令和３(2021)年12月に「人権問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」といいます。）を実施しました。

ここでは、市民意識調査について、調査の概要と結果の分析を掲載します。なお、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権など個別の人権問題の調査の結果については、第３章の中に掲載します。

（調査報告書は、金沢市ホームページに掲載しています。）

- 調査対象：金沢市に居住する18歳以上の市民（外国籍市民を含む）
- 調査方法：郵送またはウェブ
- 調査時期：令和３(2021)年12月１日～20日
- 回収結果：

調査票配布数	回 収 数	回 収 率
2,500(2,500)	1,052(1,197)	42.1(47.9)％

(　)は前回・平成23(2011)年の調査の結果

図表１－１　性　別

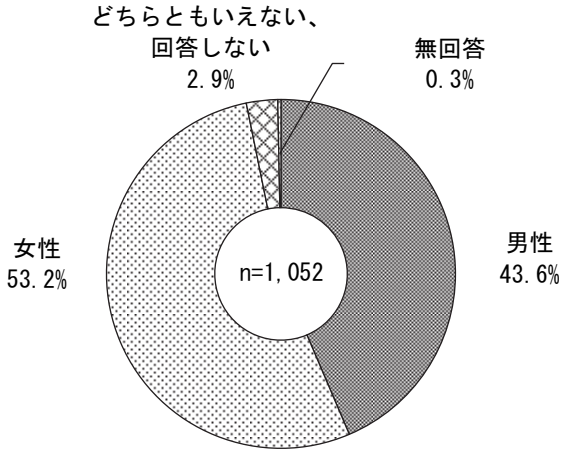

図表１－２　年　齢

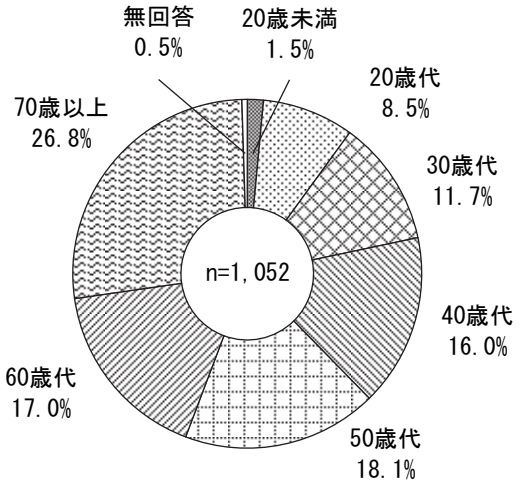

（注）以下、表中「n」は回答数を表しています。

(2)　人権についての関心度

人権への関心をたずねたところ、「関心がある」は 27.９%、「少し関心がある」は 47.9%となっており、この両者を合わせた【関心がある】は 75.8%となっています。これに対し、「あまり関心がない」（20.3%）、「関心がない」（1.6%）を合わせた【関心がない】は 21.9%と、約５人に１人の割合となっています。

前回調査（平成 23(2011)年調査）と比較とすると、「関心がある」という積極的関心層にあまり変化は見られないものの、「少し関心がある」といった消極的関心層を含む【関心がある】でみると 4.1 ポイント上昇しています。

図表１－３　人権についての関心度

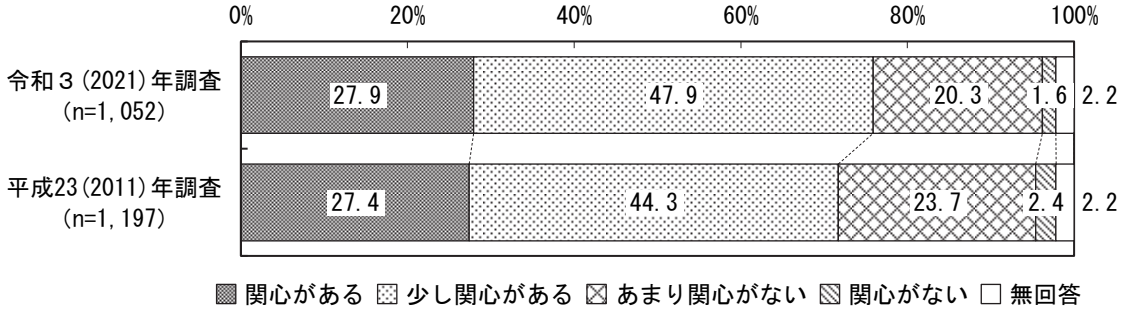

(3)　関心のある人権問題

関心のある人権問題としては、「障害のある人の人権問題」が 58.9%と前回調査と同様に最も高く、「インターネットによる人権侵害」とともに５割を超えています。次いで、「女性の人権問題」、「子どもの人権問題」が４割台となっています。

前回調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害」、「日本に居住している外国人の人権問題」や「性的マイノリティの人権問題」が 10 ポイント以上上昇し、「高齢者の人権」が 20 ポイント以上下降するなど、関心のある人権問題がこの 10 年間で変化してきていることがうかがえます。

図表１－４　関心のある人権問題（複数回答）

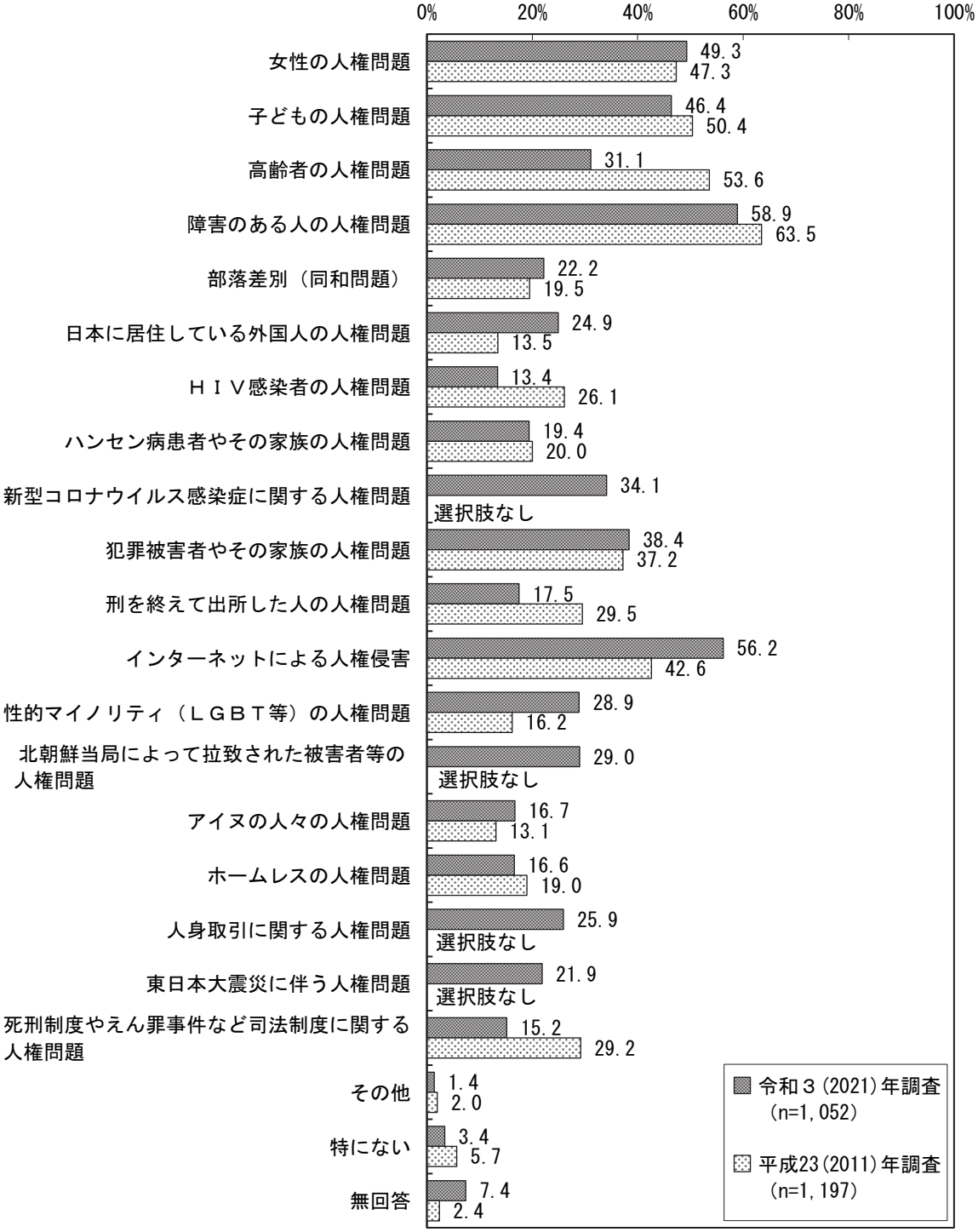

(4)　差別や人権侵害を受けたと感じたことがあるか

日常生活の中で、差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」としている人は22.5%と、5人に1人の割合となっています。

図表１－５　差別や人権侵害を受けたと感じたことがあるか

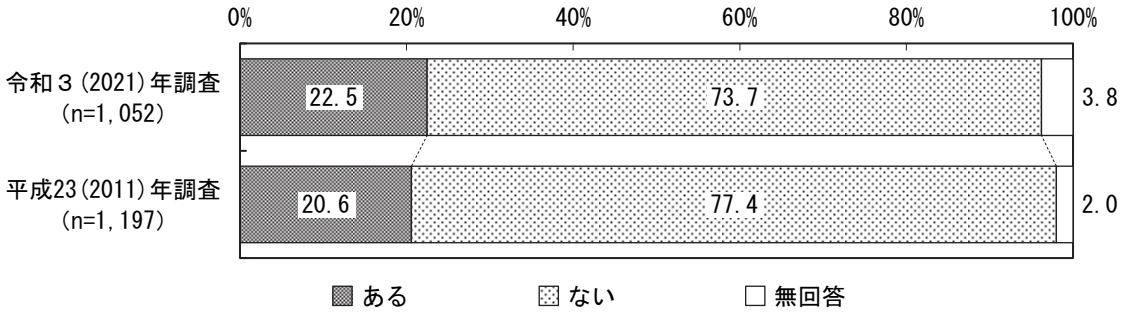

(5)　どのような差別や人権侵害を受けたと感じたか

差別や人権侵害を受けたと感じたことが「ある」人の内容をみると、「職場・学校等での不当な扱い（パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等）」が52.3%と最も高く、次いで、「あらぬ噂や悪口、かげ口などで信用を傷つけられた、または侮辱されたこと」が４割台、「学校でのいじめ」が３割台となっています。

図表１－６　差別や人権侵害を受けたと感じたのはどのようなことか（複数回答）

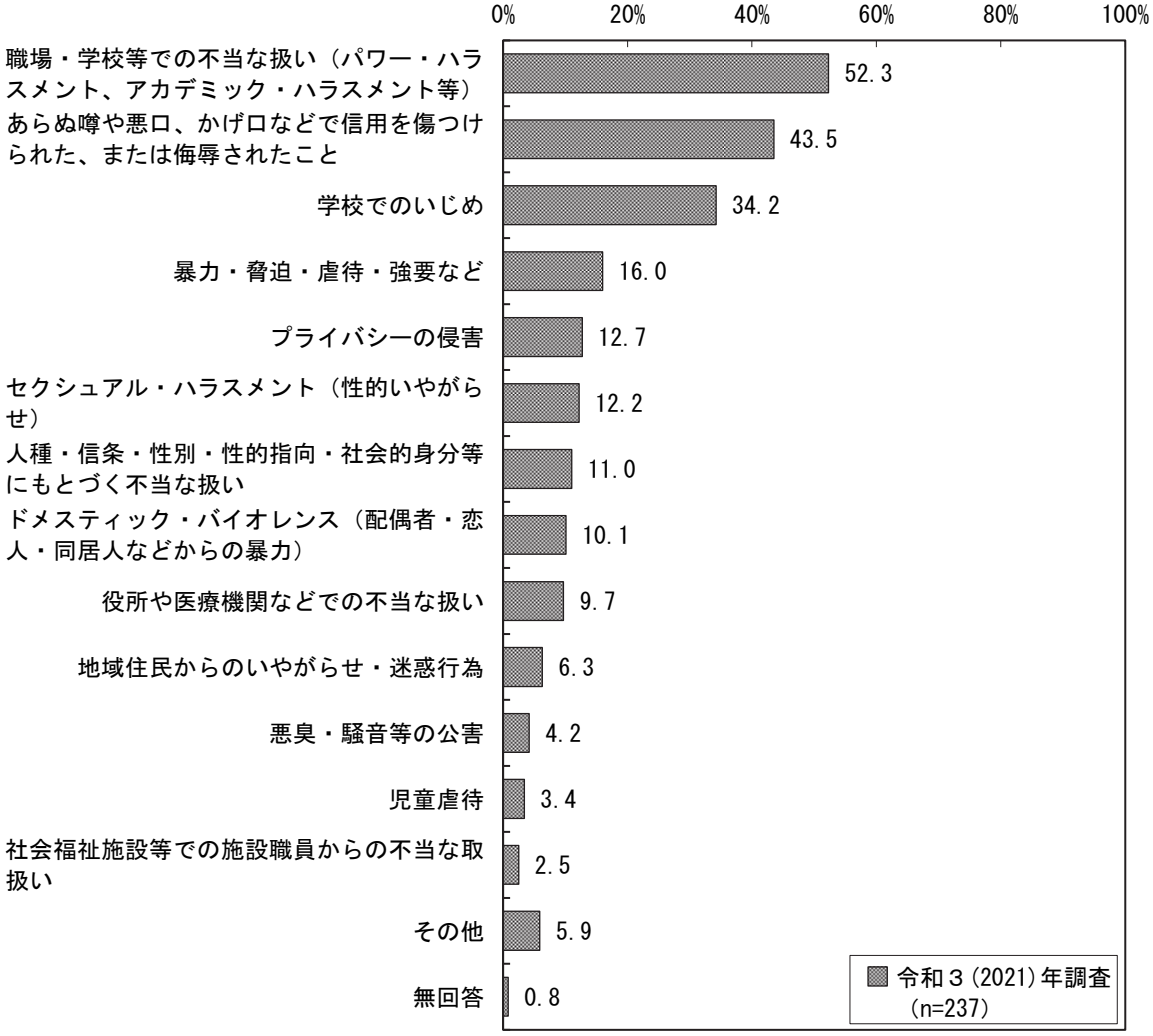

(6)　差別や人権侵害を受けたと感じたときどのように対応したか

差別や人権侵害を受けたと感じた経験の「ある」人がその際にとった対応についてみてみると、「黙ってがまんした」が65.8%と特に高いほかは、「身近な人に相談した」が４割台、「相手に抗議した」が２割台となっています。

図表１－７　差別や人権侵害を受けたと感じたときどのように対応したか（複数回答）

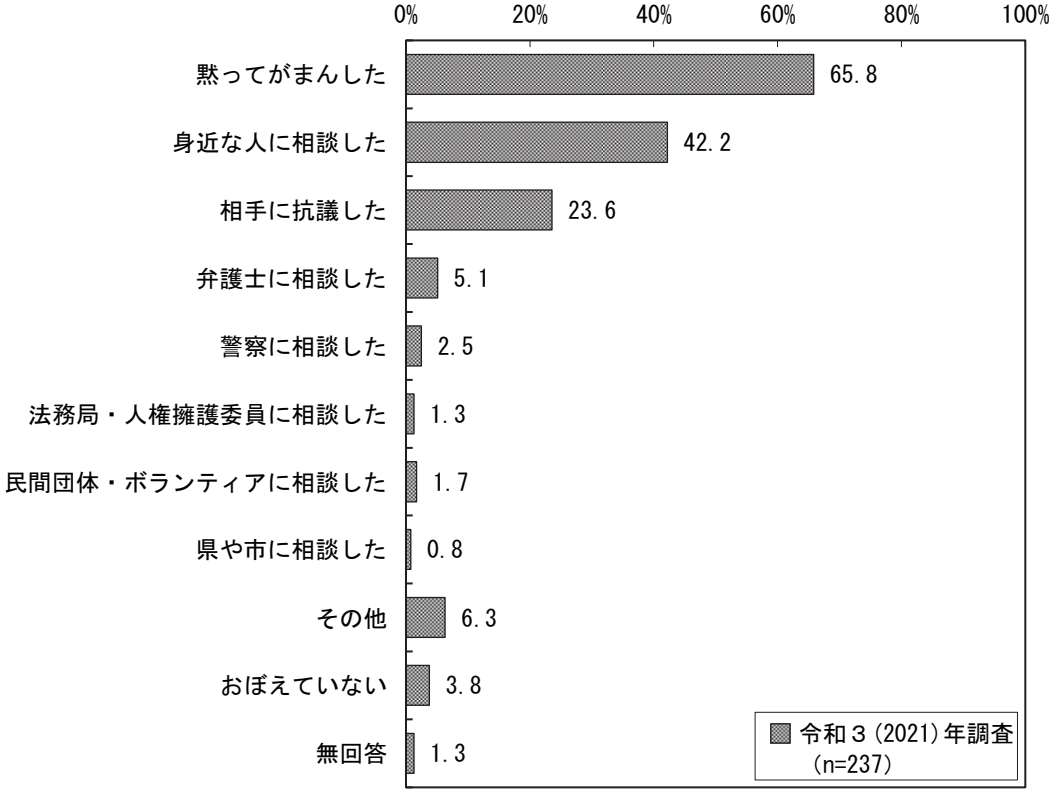

(7)　人権が尊重される社会を実現するために、行政としてどのような取り組みが必要か

人権が尊重される社会を実現するために、行政として取り組む必要があることとして、「学校の場において人権に関する教育を充実させる」が63.1％と特に高く、次いで、「人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人に対する相談体制や救済策を充実させる」が４割台となっています。

すべての項目で前回調査を上回る中、特に「社会に見られる不合理な格差を解消させるための施策を充実させる」は8.0ポイントも上昇しています。

図表１－８　人権が尊重される社会を実現するために、行政としてどのようの取り組みが必要か

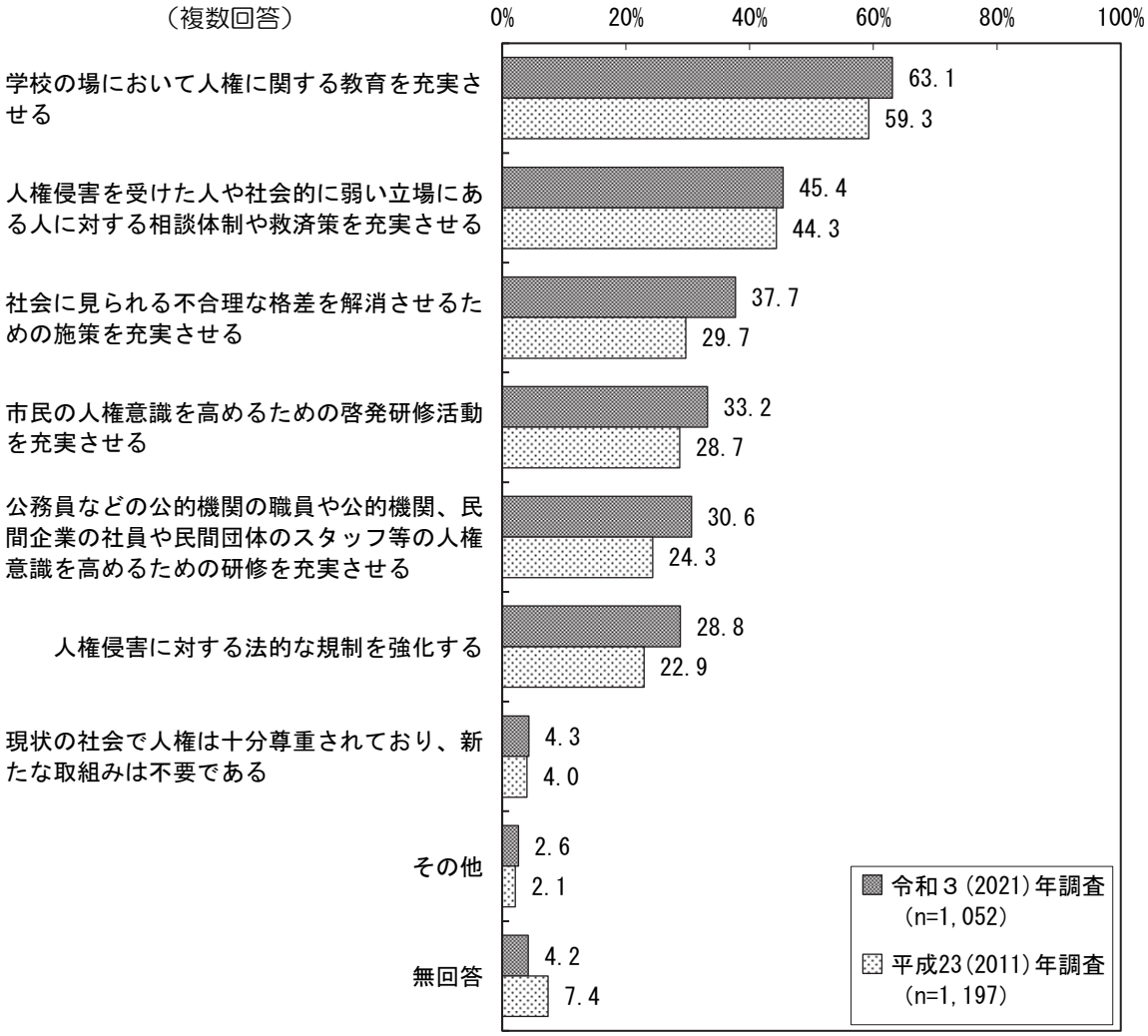

⑻　調査の結果から見た課題

① 人権問題に対する関心

人権に【関心がある】とする人は、全体の７割強と多数を占め、前回調査よりやや高まっています。（７頁、図表１－３）

関心のある人権問題としては、「障害のある人の人権問題」、「インターネットによる人権侵害」、「女性の人権問題」、「子どもの人権問題」などの身近な人が当事者であったり、自分が関わる可能性のある問題に高い関心が寄せられています。一方、「ＨＩＶ感染者の人権問題」、「死刑制度やえん罪事件など司法制度に関する人権問題」、「ホームレスの人権問題」、「アイヌの人々の人権問題」など、身の回りで見えづらい傾向にある問題については、関心が低くなっています。また、「日本に居住している外国人の人権問題（ヘイトスピーチを含む）」、「性的マイノリティの人権問題」への関心度は２割台であるものの、前回調査より 10 ポイント以上高くなっています。（８頁、図表１－４）

マスコミ等をはじめ、さまざまな場面で近年取り上げられるようになったことだけでなく、市の取り組みを通じて、これらの問題が以前よりも身近な関心として見えるようになったことも影響していると考えられます。

人権問題への関心は高まりつつありますが、若年層においては関心が低い現状があり、また、自分に身近ではない問題に対しても同様の傾向がみられます。しかし、人権問題は、実際にいつ身の回りに起こらないとも限らないことから、市民に一定の関心と正しい認識を持ってもらうよう、若年層からの、世代に応じた継続的な周知･啓発等に注力していく必要があります。

② 部落差別への認識と解決

部落差別について、【言葉を含めた認知率】は８割弱となっていますが（43 頁、図表３－９）、関心のある人権問題として「部落差別」をあげる人は２割強にとどまっています（８頁、図表１－４）。

部落差別が存在する原因としては、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」、「部落差別に関する正しい知識を持っていない人がいるから」、「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがあるから」が多くあげられています（43 頁、図表３－10）。そのため、部落差別の解決のために行政等公的機関に求められることとしては、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」が半数を占めており、義務教育における部落差別に対しての取り組みへ

の期待がうかがえます（44 頁、図表３－11）。

部落差別に関する現状の正しい理解を深めるため、今後も、学校教育等を通じた人権教育や若い世代に向けた啓発活動の充実を図るなど、行政等公的機関による解決に向けた積極的な取り組みが求められているといえます。

③ インターネット上におけるいじめなどの人権侵害の予防と対処

インターネットによる人権侵害等に関する問題意識は、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報が掲載されている」が７割弱、「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくい」、「出会い系サイト、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やネットゲームなどによる交流が犯罪を誘発する場となっている」も５割強を占めています。これは、近年の急速なスマートフォンなどの普及が影響していると考えられます。（57 頁、図表３－19）

子どもの人権尊重において特に問題があることとしても、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や SNS を使った誹謗中傷など、相手がいやがることをしたり、させたりするいじめを行うこと」が約８割を占めています。こういった誹謗中傷は最悪の場合、自殺にまで発展するおそれもあります。（29 頁、図表３－３）

こうしたことを反映して、インターネットによる人権侵害に対し行政等公的機関に求めることとして、「不適切な情報発信者に対する監視・取締りの強化」や「学校現場での情報モラルやネットリテラシー教育の充実」を求める割合が高くなっています。（58 頁、図表３－20）

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えています。誰もが安心して利用できるよう、一人ひとりがインターネット利用に対する正しい知識と対策を身に付ける必要があり、地域・学校・家庭・企業が連携した情報モラル教育及び情報リテラシー教育(注1)の推進を図るとともに、不適切な情報発信に対する監視・取締りの強化が重要です。また、インターネット上で重大な人権侵害を受けたとき、必要な対応がとれるよう相談窓口及び法的措置手段の充実、日頃からの情報発信が市には求められています。

（注1）情報リテラシー教育

必要な情報を、必要なときに効率的に探し出し、見つけた情報を適切に評価、活用できる能力を育成するための教育のこと。

④ 多様化する性的マイノリティへの理解の深化

性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ＋(注2)）の人権について起きていると思う問題は、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言動をされたり、暴力を受けること」、「同性間の結婚が法制度化されておらず、結婚の自由がないこと」が多くあげられています。（61 頁、図表３－21）

性的マイノリティの人権が守られるために行政等公的機関に求めることとしては、「学校において、性的マイノリティについて理解を深める教育を充実する」が４割強、「パートナーシップ宣誓制度(注3)など、同性カップルなどを公認する制度をつくる」、「性的マイノリティが職場等で不当な扱いを受けない働きやすい環境を整備する」が３割強となっています。（62 頁、図表３－22）

誰もが自分のセクシュアリティ(注4)やジェンダー・アイデンティティ(注5)を尊重され、差別されることなく生きることのできる社会の実現のために、多様な性のあり方への理解を深めることが重要となります。そのため、講演会やイベントを活用した市民、企業等に対する啓発の推進、差別禁止法の制定など社会制度の見直しが必要です。また、学校においても、教職員が日頃から子どもたちの性や身体的特徴の多様性を尊重する心を育むとともに、相談体制の充実が図られるよう、研修等で性的マイノリティを取り巻く社会状況について正しい知識を身に付け、差別防止を心がけることも必要です。

(注2)LGBTQ＋

女性の同性愛者(レズビアン/Lesbian)と男性の同性愛者(ゲイ/Gay)、両性愛者(バイセクシュアル/Bisexual)、出生時に割り当てられた性別に対し違和感を抱き、距離をおきたいと自認する人(トランスジェンダー/Transgender)の頭文字をとった言葉の総称(「LGBT」)に、自分の性のあり方を決められない、分からない、決めない人(クエスチョニング/Questioning)、さらに、これらのほかにも多様な性のあり方があるということから「+」も加えて「LGBTQ+」と表わされている。

(注3)パートナーシップ宣誓制度

戸籍上の性別を問わず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約束した 2 人のパートナーシップ宣誓の届出を市区町村が受領し、宣誓書受領証及び受領カードを交付する制度で、金沢市では令和3(2021)年7月から開始している。

(注4)セクシュアリティ

人間の性に関わるすべての事柄を表す言葉で、「性のあり方」と捉えられ、大きくは、「身体的性」、「性自認」、「性的指向」、「性表現」の4つに分けられる。

(注5)ジェンダー・アイデンティティ

その人の性に関わる心理的な自己認識のこと。

⑤ 相談体制・救済体制の一層の周知

人権侵害を受けた経験がある人は約２割で（９頁、図表１－５）、「職場・学校等での不当な扱い（パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等）」、「あらぬ噂や悪口、かげ口などで信用を傷つけられた、または侮辱されたこと」、「学校でのいじめ」が多くあげられています。（10 頁、図表１－６）

人権侵害を受けたと感じたときの対応としては、「黙ってがまんした」が約３分の２を占めています。「身近な人に相談した」とするケースもみられますが、「法務局・人権擁護委員に相談した」など公的機関に相談している割合は極めて少なくなっています。（11 頁、図表１－７）

人権が尊重される社会の実現に向けて行政等公的機関に求められることとして、「人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人に対する相談体制や救済策を充実させる」が４割以上を占めていることから、人権救済を取り扱う法務局や人権擁護委員をはじめ、人権擁護に関する制度・機関のより一層の周知、相談員の質的向上、相談しやすい環境の整備等を図っていく必要があります。（12 頁、図表１－８）

⑼　まとめ

平成 25(2013)年４月に策定した「金沢市人権教育・啓発行動計画」に基づき、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指し、市民の人権意識を高め、人権問題を正しく理解・認識するとともに、市民が自らの課題として取り組むための人権教育・人権啓発を推進してきました。

現行計画における、数値目標の「人権に【関心がある】」とする人の割合 80%は、今回の調査では達成に至りませんでしたが、10 年前の前回調査より人権への関心はやや高まっており、この間の人権の教育・啓発活動により、人権意識の浸透も少なからず認められるといえます。

しかしながら、調査結果を見ると依然として市民からさまざまな問題点や課題が指摘されており、いまだに多くの人権に関する問題が存在しているといえます。障害のある人をめぐる問題や部落差別問題に加え、女性・子どもをめぐる問題、インターネットによる人権侵害などの自分が関わる可能性のある問題、さらに、近年問題となっているヘイトスピーチ(注6)を含む外国人の人権問題、性的マイノリティの人権問題、新型コロナウイルス感染症をめぐる問題など新たな課題が生起しています。このような状況において、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層重要になっています。

誰もが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り開き、自己の能力を発揮でき、生きがいのある人生を創造できるよう、市政のあらゆる分野において人権尊重の視点から施策を推進することが求められます。

そのためには、人権意識の普及、市民をはじめ人権に関わりの深い分野に従事する教職員・社会教育関係者等を対象とした人権研修の充実・推進、相談・救済体制の一層の周知、関係団体等との連携・協働による取り組みが必要です。

とりわけ、子どもの頃から差別しないことや人権の大切さを教え、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重し合う意識を高めるためには、発達段階に応じた人権教育を実施する取り組みが重要であり、教育関係者や子どもたちの保護者などに対しても、この点をきちんと伝えるような啓発が必要となります。

(注6)ヘイトスピーチ

特定の対象(人物や集団)に対する敵意や憎悪を過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。特に、国外出身者に対する不当な差別的言動の解消が課題となっている。

各世代に存在する課題についても、きめ細かに対応し、誰一人取り残さない取り組みを実施するとともに、あらゆる世代に応じた情報発信が必要となります。

さらに、人権教育・啓発がより効果的に行われるよう、これまで蓄積されてきた人権教育・研修・啓発に関わる諸教材を新しい視点で見直すとともに、ワークショップなどの手法に対応した教材の開発が求められるほか、開催の周知方法及び開催場所・時間の工夫や差別などの人権侵害を受けた場合の相談や対処の仕方について、より一層の充実を図ることが必要であると考えます。

第２章　基本的な考え方

１　人権教育・啓発の概念

人権教育は、人権教育・啓発推進法第２条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義されており、学校教育と社会教育において行われる教育活動をいいます。また、人権啓発は「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されています。

さらに同法第３条においては、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と基本理念を示しています。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育は、全てのコミュニティ及び社会全般において、人権を実現するという、われわれの共通責任についての理解を発展させることを目的」とするとしています。

２　計画の目標と基本的視点

(1)　目　標

日本国憲法は、すべての国民に自由と平等を認めています。基本的人権について規定した第 11 条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とし、第 14 条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としています。

金沢市が、安心して、誇りをもって暮らせるまちとなるには、市民一人ひとりが自らの権利を知り、それと同時に、一人ひとりの多様性を認め合い、他人の権利も等しく尊重すること、すなわち人権の尊重と共生が達成されることが重要です。

この計画では、

「市民一人ひとりが多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う社会の実現」

を目標とします。

この目標の達成のため、次に示す⑵基本的視点を踏まえ、下記の成果指標の達成を目指します。

人権に関心がある人の割合（市民意識調査）：80％ ➢ 令和３(2021)年度調査：関心がある(27.9%)＋少し関心がある(47.9%)

⑵　**基本的視点**

この計画の策定及び推進にあたって、次の３点を基本的視点とします。この視点は、具体的施策を立案する際の重要な視点となります。

①　共生の心の育成

性別、性的指向・性自認、世代、障害の有無、病気の有無、国籍・民族などの異なる人々が共に暮らしているのが現実の社会です。市民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、また支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共生の心の育成を推進していきます。

②　生涯を通した人権教育・啓発

人権教育・啓発は、市民一人ひとりの生涯の中でさまざまな機会を通じて実施されることにより効果をあげるものです。

市民が生活のあらゆる場面において、人間尊重の心を育み、人権の概念・歴史及び人権問題について学習できるよう、人権教育・啓発は生涯を通じた課題としてとらえ、市民の学習活動を効果的に推進していきます。

③　市民との協働

人権教育・啓発は、行政のみで対応できるものではなく、家庭、学校、地域、企業などのあらゆる場において、市民や各種団体と協働することにより効果的に推進することができます。

金沢市には、先人の培ってきた「市民との協働と社会連帯」の土壌があります。地

域の組織への働きかけ、ＮＰＯ法人をはじめとする市民の自主的団体の活動やネットワークづくりへの支援など、行政と各種団体が連携・協働することを通して、人権教育・啓発を推進していきます。

３　計画の性格と計画期間

(1)　計画の性格

この計画は、人権教育・啓発推進法第５条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」という規定を根拠としており、「『国連人権教育10年』金沢市行動計画」からの趣旨を受け継ぐものです。

そのため、国の「基本計画」はもとより、石川県の「石川県人権教育・啓発行動計画」を踏まえるとともに、人権に関係する本市のさまざまな計画との整合性を図っています。

(2)　計画期間

この計画の期間は、令和５(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。ただし、人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、この計画の進捗状況と効果について定期的に検証・評価を行い、その結果などに基づき、必要に応じて、施策や取り組みの充実、計画の見直し等を図ることとします。

第３章　分野別課題の現状と施策の方向性

本章では、人権問題の課題分野別に現状と課題をまとめ、計画の目標及び基本的視点を踏まえた今後の施策の方向性を示します。

目標　市民一人ひとりが多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う社会の実現

課題分野	施策の方向性
女性の人権	①　あらゆる分野における女性の参画の拡大 ②　安全・安心な暮らしの実現 ③　男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実
子どもの人権	①　児童虐待・いじめ・体罰等の防止と適切な対応 ②　人権を大切にする心を育てる教育・啓発 ③　地域協力による子どもの健全育成
高齢者の人権	①　高齢社会の理解と高齢者を大切にする心を育む教育・啓発 ②　高齢者の社会参加の促進 ③　介護サービス等の基盤整備と質の確保 ④　高齢者の権利擁護 ⑤　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
障害のある人の人権	①　障害のある人への差別解消と合理的配慮の促進 ②　障害と障害のある人についての理解を深める教育・啓発 ③　障害のある人の社会参加の促進 ④　障害のある人の権利擁護 ⑤　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
部落差別	①　差別意識解消に向けた人権教育・啓発の充実 ②　公正な採用選考システム確立への支援 ③　えせ同和行為の排除 ④　相談体制等の充実
外国人の人権	①　国際理解教育・啓発の推進 ②　国際化への環境整備 ③　多様な国際交流の促進 ④　相談体制等の充実
感染症患者等の人権	①　感染症患者等の人権に関する教育・啓発 ②　相談体制等の充実
犯罪被害者等の人権	①　犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発 ②　関係団体等との連携及び支援制度の充実 ③　相談体制の充実
刑を終えて出所した人等の人権	①　刑を終えて出所した人等の人権に関する教育・啓発 ②　「社会を明るくする運動」との協働の推進 ③　相談等支援体制の充実
インターネットによる人権侵害	①　インターネット利用者の人権に関する教育・啓発 ②　インターネットによる被害の防止とプライバシーの保護 ③　相談体制等の充実
性的マイノリティの人権	①　性的マイノリティの人権に関する教育・啓発 ②　相談体制等の充実

その他の人権問題
① 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
② アイヌの人々の人権
③ ホームレスの人々の人権
④ 人身取引（トラフィッキング）による人権問題
⑤ 災害等に起因する人権問題

１　女性の人権

(1)　現状と課題

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に共に参画することにより、調和のとれた豊かな社会の形成が目指されています。

本市においては、男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会の形成を基本理念として、平成13(2001)年12月に「金沢市男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例を踏まえ、平成15(2003)年３月には「金沢市男女共同参画推進行動計画」（平成15～24年度）を策定し、自立した個人としての男女の人権が尊重され、あらゆる分野において平等な男女共同参画社会の実現を目指してきました。

一方、配偶者等からの暴力（以下「ＤＶ」といいます。）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力は、深刻な人権侵害であり、男女間の経済的・社会的な不平等を背景として個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

これらへの対応として、平成19(2007)年に「配偶者暴力防止法」※5の改正が行われました。本市ではこれを踏まえ、平成22(2010)年に「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」（平成22～26年度）を策定するとともに、平成22(2010)年から配偶者暴力相談支援センター機能を有する「女性相談支援室」を設置し、市民に最も身近な行政主体として、相談から自立まで被害者の立場に立った切れ目のない支援と市民へのＤＶ予防啓発等のＤＶ対策の充実を図っています。

平成25(2013)年４月には、「新・金沢市男女共同参画推進行動計画」（平成25～令和４年度）を策定し、これに「金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を組み込み、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」※6が施行されると、同法に基づく市町村推進計画として位置づけるため、平成29(2017)年４月に「新・金沢市男女共同参画推進行動計画」を改定しています。次いで、令和２(2020)年に政府が策定した「第５次男女共同参画基本計画」に基づき、令和５(2023)年３月には「金沢市男女共同参画推進行動計画　かなざわ未来奏（かな）でプラン2023」を策定しました。このように本市では、男女共同参画社会を実現するための施策を次々と推進してきました。

具体的な人権教育・啓発としては、ＤＶ防止啓発シンポジウムなどの開催、デートＤＶ防止啓発ハンドブック、電話相談カードの配布などを行っています。学校では教育活動全体を通じて、男女平等の理解、男女の協力についての指導を行っています。また、

男女共同参画出前講座などを開催し、男女共同参画意識の啓発や女性リーダーの養成に努めています。

しかし、市の審議会等における女性委員の割合は、依然として３割に達していないなど、方針の立案・決定過程における男女の平等は実現していない状況です。また、平成22年度に設置した女性相談支援室への相談件数は、一時期落ち着きをみせてはいたものの、近年コロナ禍による女性の貧困の問題もあり、増加傾向にあるため、改めてＤＶの早期発見や交際相手からの暴力（いわゆる「デートＤＶ」）に関しての対応が求められています。

図表３－１　男女共同参画社会の実現に向けて特に問題のあること（複数回答）

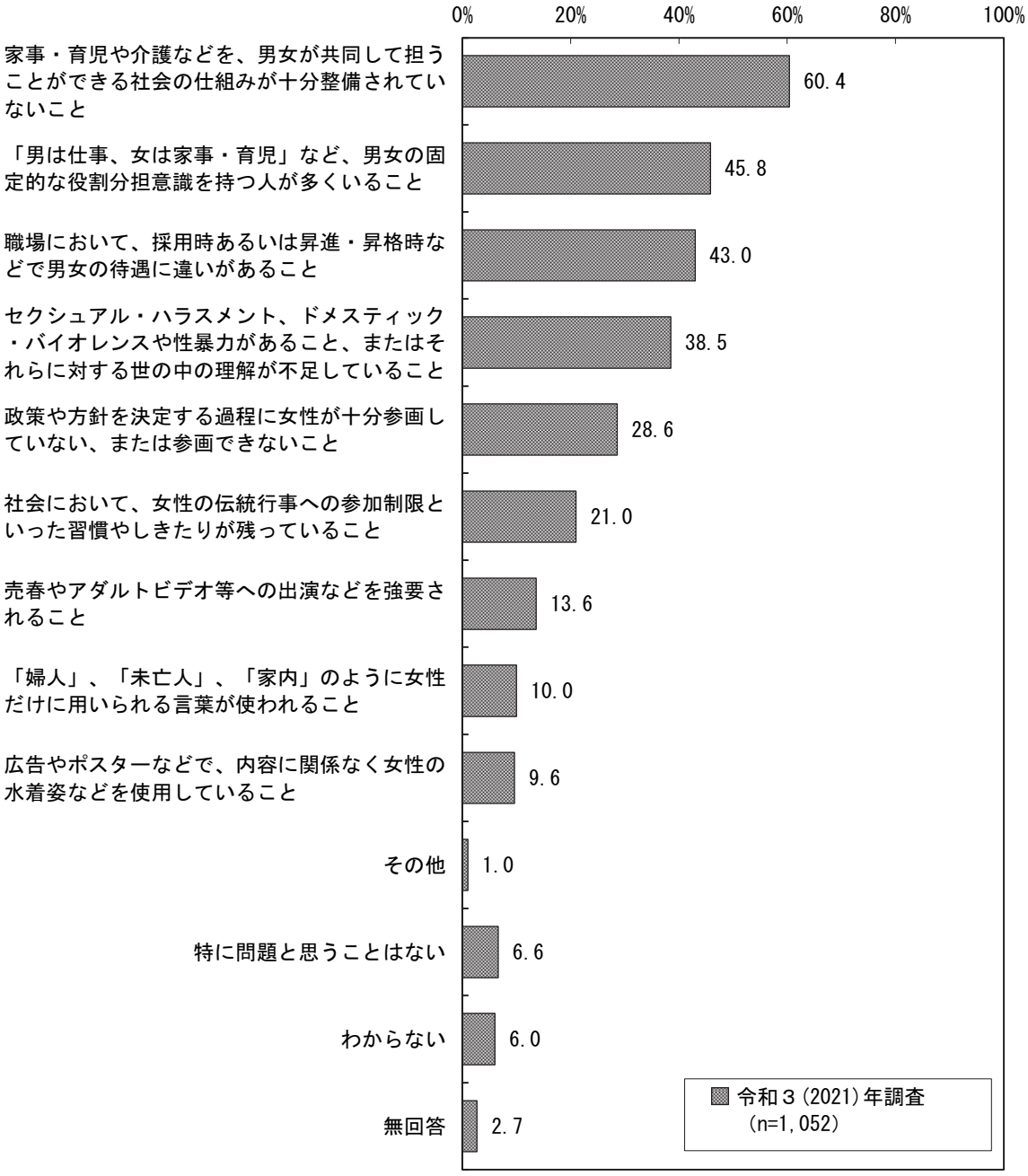

図表３－２　女性の人権を守るために、行政・学校等公的機関がすべきこと（複数回答）

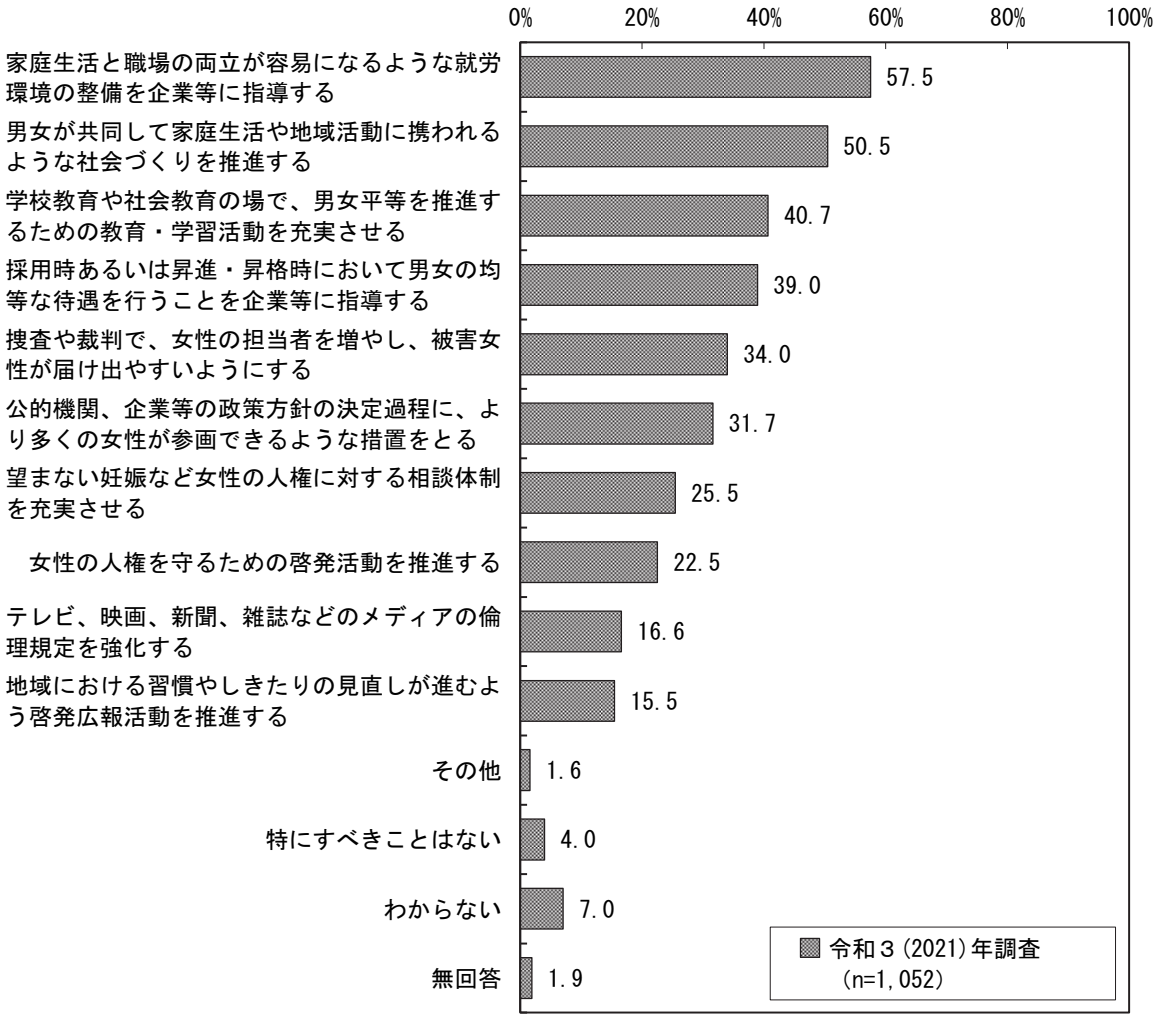

(2)　施策の方向性

令和５(2023)年４月からスタートする金沢市男女共同参画推進行動計画「かなざわ未来奏（かな）でプラン2023」（令和５～14年度）に基づき、女性と男性がともに自立した人間として、互いの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、いきいきと輝ける「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を推進します。

①　あらゆる分野における女性の参画の拡大

〇女性リーダー養成講座を実施し、女性の参画意識の高揚と人材育成を推進します。

〇企業及び企業以外の事業活動を営むすべてのもの（以下「企業等」といいます。）における女性の参画促進の意識啓発や、市審議会等における女性委員選任に関する市関係課との協議により、方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大します。

○在宅勤務等の新しい就業形態を利用しやすい職場意識の普及、企業等におけるポジティブ・アクション(注7)の導入及び女性の起業や再就職の支援等、誰もが能力を発揮して働くことができる環境整備を推進します。

○育児・介護休業の取得促進、保育・子育て支援サービスの充実等、安心して出産・育児や介護のできる環境整備を進め、仕事と生活の調和を推進します。

○女性に偏りがちな育児・介護の負担を軽減し就労を継続するための支援、家庭や地域における男女共同参画意識の普及啓発に関する講座の開催など、仕事と家事、育児、介護、地域活動等の両立を促進します。

○家族従業者の就業条件整備の普及啓発に取り組み、農林水産業や家庭内労働における環境整備と女性の経済的地位の向上を図ります。

②　安全・安心な暮らしの実現

○女性相談支援室（配偶者暴力相談支援センター）における被害者の安全確保と相談支援体制を強化し、相談支援に関する手続きの一元化と関係機関と連携した自立支援を行います。

○若年層を対象としたデートＤＶ予防啓発ハンドブックの配布や、ＤＶ防止啓発シンポジウムの開催等、ＤＶ防止啓発事業を積極的に取り組みます。

○孤独・孤立で不安を抱える女性やひとり親家庭など困難を抱える人々を支援します。

○災害時における男女の異なるニーズに対応できるよう、防災・災害対策における指導的地位への女性の参画を拡大します。

○妊娠から出産まで一貫したサービスの充実と、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

○性感染症や喫煙等、女性の健康をおびやかす諸問題についての正しい知識と、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する意識の普及啓発を進めます。

③　男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の充実

○情報モラル／情報リテラシー教育に関する学習機会を提供し、メディアを利用する場合における人権意識を強化します。

（注7）ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」のことで、個人の意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため必要な範囲で男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

〇市民や企業等に対するアンケート調査、男女共同参画出前講座等を実施し、男女共同参画の理解を促進し、社会制度・慣行の見直しと市民の意識改革を図ります。

〇女性の人権を守るため、企業、学校、地域等を対象としたハラスメント防止に関する出前講座等を開催します。

〇人権教育に関する教員研修等の実施や、男女共同参画の視点での進路指導に取り組み、学校現場における男女平等教育を推進します。

〇多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤を整備します。

〇男女共同参画に関する国際規範についての学習機会を提供し、国際的な概念や考え方の理解を深めます。

２　子どもの人権

(1)　現状と課題

我が国では、「児童福祉法」※10や「教育基本法」※9などにおいて、子どもの人権の尊重と福祉の保障及び増進が示されており、平成６(1994)年に批准された「子どもの権利条約」*6においても児童の最善の利益を保障することが明らかにされました。また、平成12(2000)年には「児童虐待防止法」※12が施行されています。

近年、児童虐待により子どもの尊い生命が奪われる事件が後を絶たず、また、いじめによる自殺や不登校なども重大で深刻な社会問題となっています。本市においても、児童虐待の相談対応件数は年ごとに増加しています。

本市では、子どもの育ちと子育てを支援する計画として、「次世代育成支援対策推進法」※13に基づく「かなざわ子育て夢プラン」を平成17(2005)年より5年ごとに策定し、現在は「かなざわ子育て夢プラン2020」のもとで子育て支援を行っています。

また、平成13(2001)年12月に制定した「金沢子ども条例」(注8) に基づき子どもの育成に関する施策を総合的、計画的に進める「金沢子どもを育む行動計画」を平成15(2003)年より5年ごとに策定しており、現在は「金沢子どもを育む行動計画2018」の計画に沿って児童虐待、いじめなど子どもの人権侵害の防止、早期発見、相談、発見後の適切な対応に努めています。なお、いじめの問題に対しては、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」※16が制定され、いじめの防止等や重大事態への対処等が各学校に求められており、本市でも学校に対する支援を行っています。

児童虐待防止対策の強化を図るため、令和元(2019)年６月の「児童福祉法」※10及び「児童虐待防止法」※12の改正等により、親等のしつけなどを理由とした体罰の禁止を定めています。これらに先だって本市では、平成18(2006)年に中核市として初めて児童相談所を設置し、虐待相談の窓口を一元化して対応の迅速化を図るとともに、オレンジリボンキャンペーンや「金沢こども見守りネットワーク」（金沢市要保護児童対策地域協議会）により地域や関係機関との密接な連携のもと、虐待防止に取り組んできました。また、学校にはスクールカウンセラーをはじめとした相談員・サポーターを配置するとともに、教育プラザでは、子どもに関わるさまざまな相談に応じています。

具体的な人権教育・啓発としては、学校では教育活動全体を通じて、心の教育と人権・同和教育を推進するとともに、教職員に対する人権教育研修も実施しています。

(注8)金沢子ども条例

正式名称は「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」。地域が一体となって子ども(おおむね 15 歳未満の者。ただし、15 歳以上 18 歳未満の者へも配慮)の育成に主体的に関わり、次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的としている。

さらに、豊かな人間性を持った子どもを育てるために、親に対する学習機会の提供としての家庭教育セミナーなどの家庭教育を推進しています。

このほか、生活に困難を抱える家庭やひとり親家庭が安心して暮らすための取り組みとして、「金沢市子どもの貧困対策基本計画」と「金沢市ひとり親家庭等自立促進計画」を一体化した「金沢市子ども生活応援プラン」を令和４(2022)年３月に策定しています。

令和４(2022)年６月に国会で成立した「こども基本法」※18は、「子どもの権利条約」*6のいわゆる４原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえており、子ども施策の総合的な推進を目的としています。

図表３－３　子どもの人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

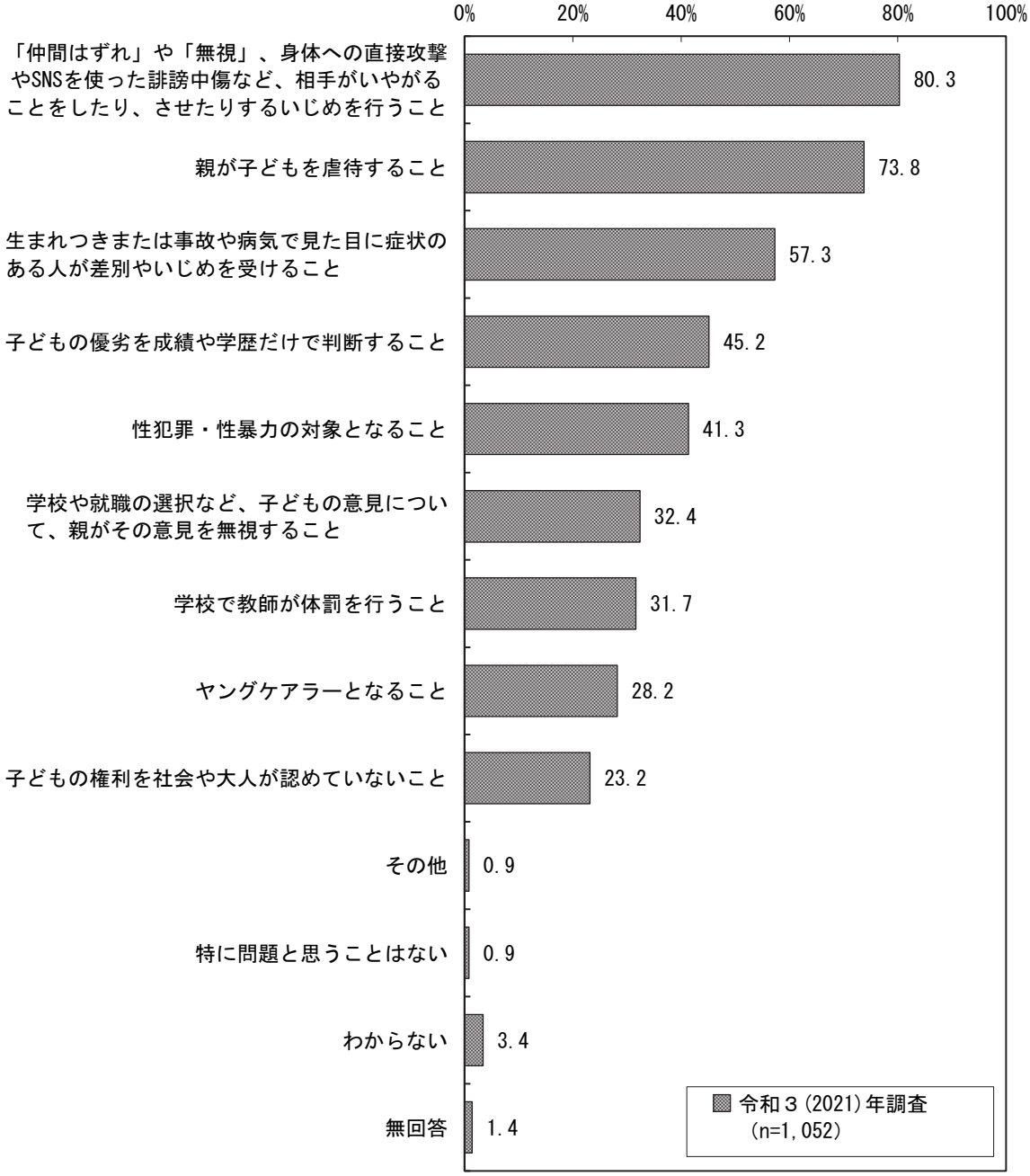

図表３－４　子どもの人権を守るために、行政・学校等公的機関がすべきこと（複数回答）

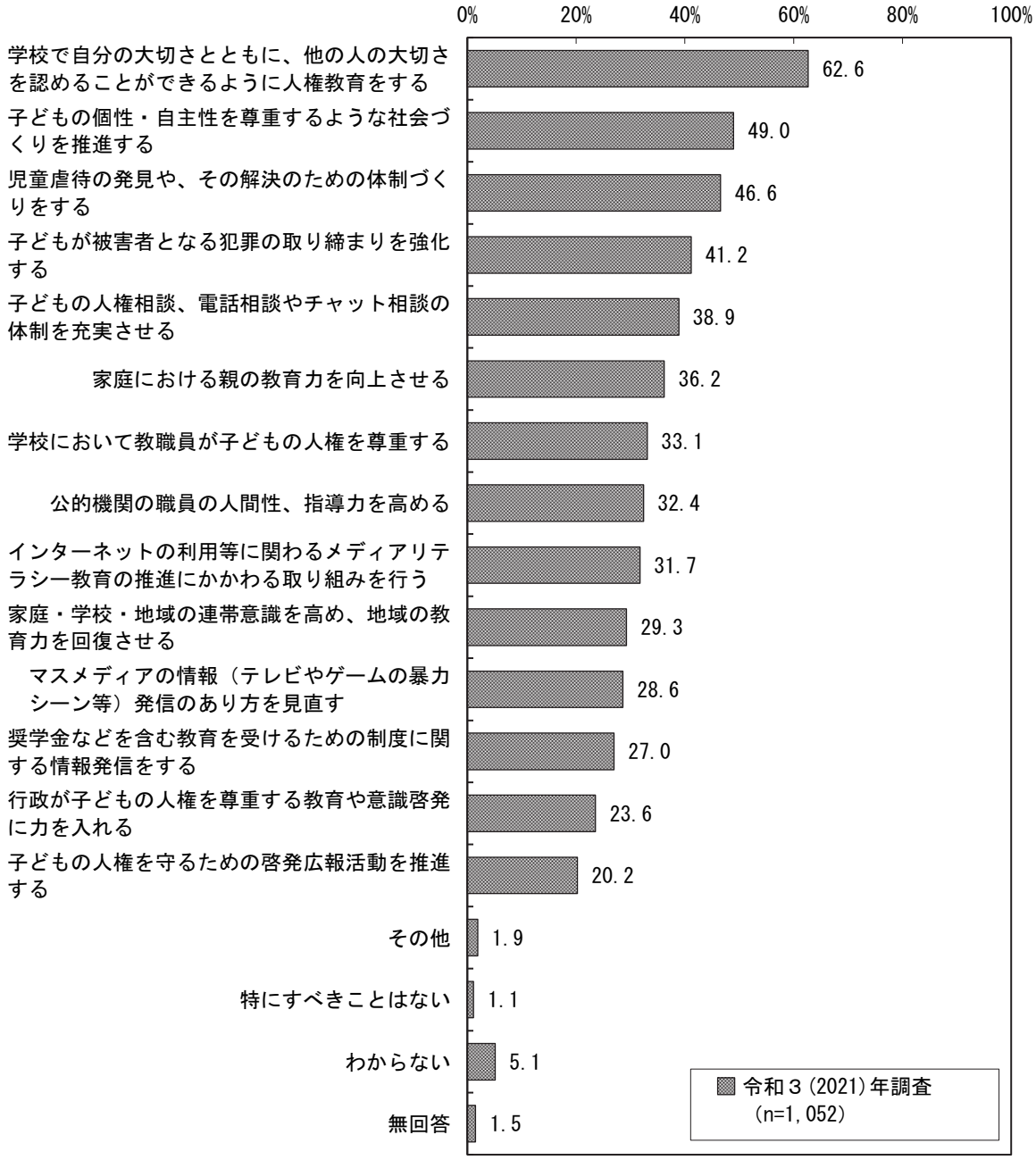

(2)　施策の方向性

「かなざわ子育て夢プラン」や「金沢子どもを育む行動計画」等に基づき、家庭、学校、地域、企業等及び行政が一体となり、子どもが心身ともにすこやかに育つまちづくりを社会全体で進めます。施策の実施にあたっては、子どもの個性と主体性を十分に尊重し、子どもの意見を反映しながら推進します。

① 児童虐待・いじめ・体罰等の防止と適切な対応

○互いを尊重する精神を育むとともに、学校全体がいじめ、体罰、暴力、差別を許さない環境や雰囲気づくりを推進します。また、学校の相談・指導体制の充実を図ります。

○児童虐待など子どもの人権侵害の行為を早期に発見し、子どもとその保護者に適切な支援を行えるよう、金沢こども見守りネットワークの活用を図ります。

○児童相談所、教育プラザなど、相談機関が十分活用されるよう周知に努めるとともに、相談員等の資質の向上を図ります。

○子どもが被害者にならないために、学校の教育活動全体を通じて犯罪被害の防止に向けた指導を行い、自分で自分の身を守るための判断力や心構えの育成に努めます。

② 人権を大切にする心を育てる教育・啓発

○学校教育等を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が具体的な態度や行動に表れるよう、人権教育を推進します。また、学校だけでなく、家庭や地域社会において人権や心の教育への理解が広まるよう、家庭、地域、関係機関と連携・協力して推進していきます。

○子どもの人権についての認識と理解を深めるため、大人を対象とした講演会をはじめとする多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めます。

○子どもの社会性や豊かな人間性を育むため、子どもを対象とした体験的な社会参加活動を推進します。

○子どもの人権教育、啓発に携わる教職員、保育士等については、研修を通して、教育者としての資質と人権理解の向上を図ります。

③ 地域協力による子どもの健全育成

○家庭教育セミナーなど、親や家族等に対する学習機会の提供や家庭教育を支援する取り組みを推進します。

○金沢こども広場、地域子育て支援センター、保育所等における子育て支援コーディネーターによる子育て相談及び情報提供を推進します。

○一時預かり、児童ショートステイ事業等の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実など子育てをサポートできる環境の整備を推進します。

○家庭、学校、地域が連携協力して、地域全体で子どもを育てていく、地域学校協働活動事業や、子どもの健全育成を推進するため、親と子のふれあいを通して絆を深める各種事業を実施します。

３　高齢者の人権

(1)　現状と課題

我が国では、平均寿命の伸長や出生率の低下によって、世界のどの国も経験したことのない高齢社会を迎えています。

令和２(2020)年の国勢調査によると、本市の高齢者人口は約12万4,000人、高齢化率は26.7%となっています。令和22（2040)年には高齢者人口は約13万6,000人に達し、高齢化率は34.2%になると予測されています。このうちの約半数は介護が必要になる割合の高い75歳以上の高齢者であり、何らかの介助を必要とする要支援・要介護認定者は、令和２(2020)年４月の２万2,910人から令和22(2040)年には約3万1,000人に増加すると見込まれています。また、高齢者のみの世帯が急増しており、このような高齢化の進行は、さまざまな形をとった虐待、経済的困窮、悪徳商法等による被害、財産管理や遺産相続によるトラブルなど高齢者の人権に関わる問題をもたらします。

そうしたことから、平成28(2016)年に「成年後見制度利用促進法」※25が施行されました。成年後見制度は、認知症高齢者のほか、知的障害や精神障害等の理由で判断能力が不十分な人の預貯金等の財産管理、福祉サービスの手続きなどの身上監護を行うほか、自身に不利益な契約の締結等を防止するためのもので、この制度の普及とともに、支援体制の充実などが求められています。

本市では、「介護保険法」※21及び「老人福祉法」※19に基づく「長寿安心プラン」を３年ごとに策定し、高齢者の健康づくりと介護予防の推進、介護サービスの拡充、安心して暮らせる生活環境の整備、認知症施策の推進、社会参加の推進、高齢者や家族及び介護サービス事業者職員の人権尊重と権利保障システムの構築等に取り組んでいます。

具体的な人権教育・啓発として、学校では教育活動全体を通じて、保育所等では福祉施設や地域の高齢者との交流を通して、高齢者への尊敬や親しみ、感謝の心を育てる教育を推進しています。また、高齢者虐待を未然に防止するため、地域における見守り活動や地域包括支援センターとの連携を取っています。さらに、高齢者虐待防止連絡会、高齢者虐待防止研修会などを開催するとともに、介護サービス事業者への研修、指導・監督を行いサービスの質の確保に努めています。

また、高齢者等の権利擁護の充実を図るための窓口を金沢市社会福祉協議会に委託して設置し、相談、成年後見制度の利用などサービス利用支援を行っています。加えて、地域包括支援センターでは、高齢者に関する総合相談窓口として、高齢者虐待や権利擁護に関する相談支援も行っています。

図表３－５　高齢者の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

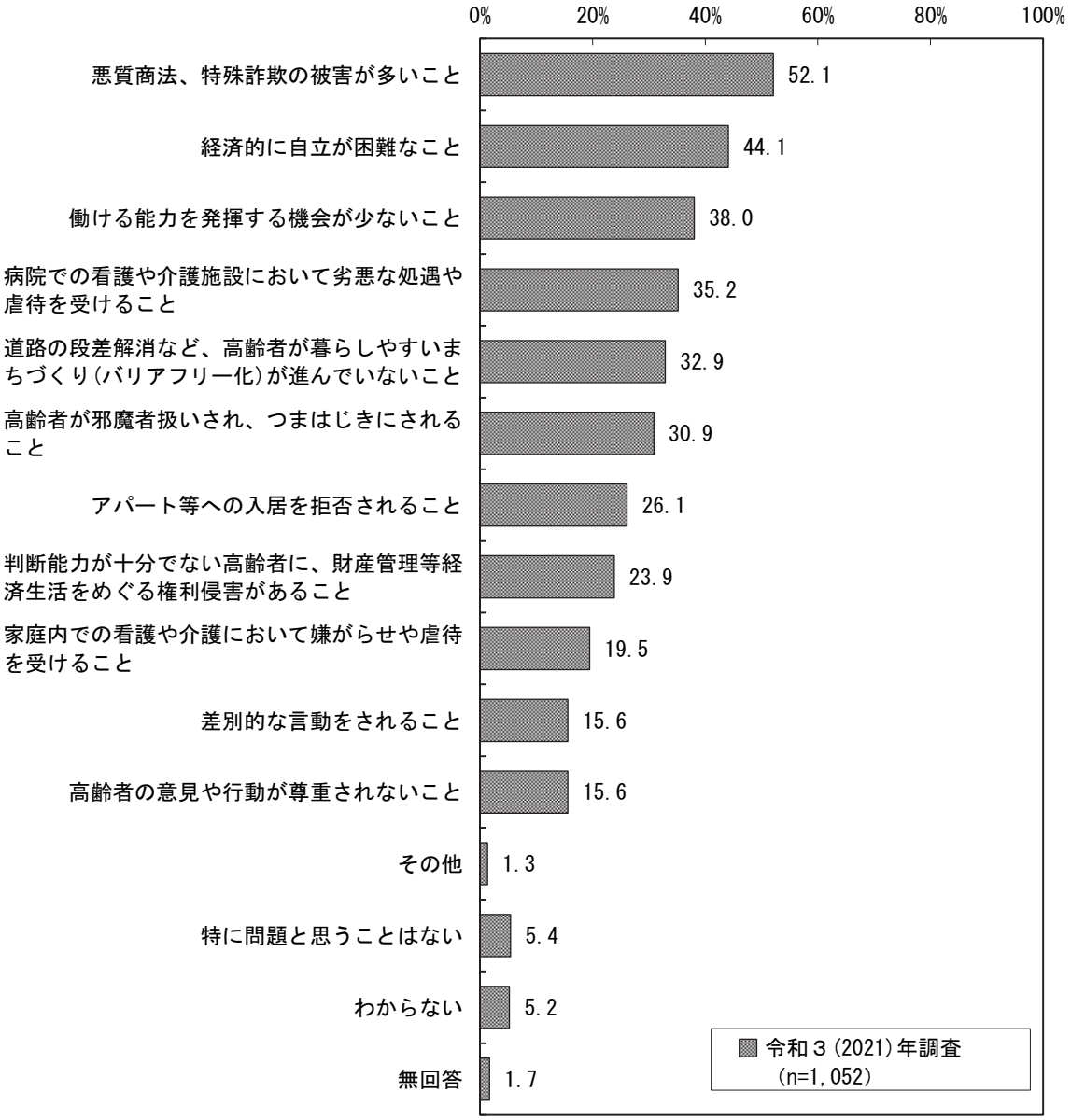

図表３－６　高齢者の人権を守るために行政等公的機関に求めること（複数回答）

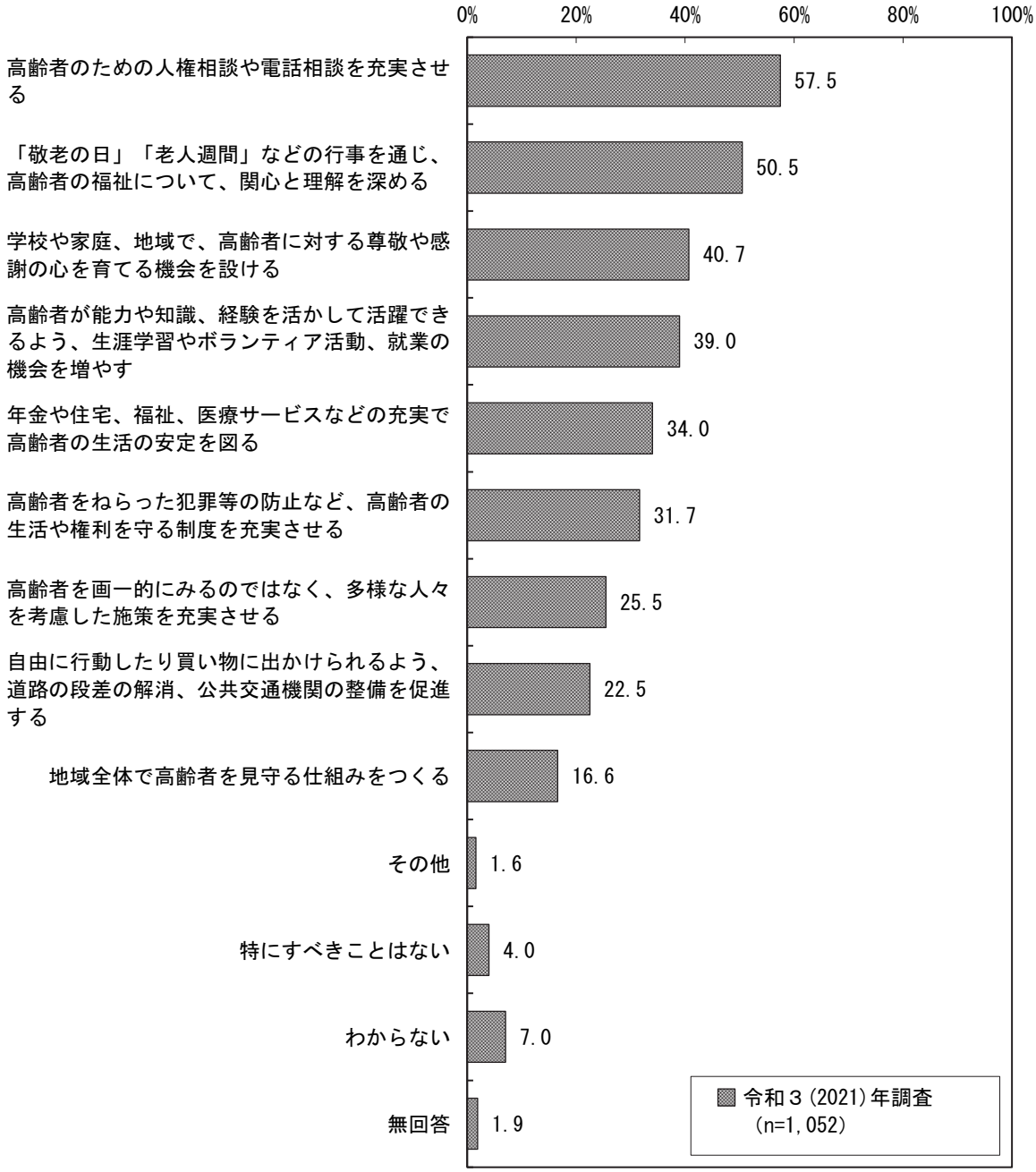

(2)　施策の方向性

「長寿安心プラン」に基づき、高齢者一人ひとりが尊厳を保ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

①　高齢社会の理解と高齢者を大切にする心を育む教育・啓発

〇学校教育等を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉課題に関する理解を深める教育を推進します。

○高齢者の人権についての認識と理解を深めるため、多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会を通じて、人権擁護施策としての人権尊重の啓発活動を推進します。

② 高齢者の社会参加の促進

○高齢者の生きがいづくりを支援するため、地域サロン等を開催します。

○高齢者の学習、スポーツ、文化活動などを幅広く推進するとともに、社会参加に関する情報を高齢者に分かりやすい形で提供します。

○高齢者の高まる就労意欲に対し、シルバー人材センターの取り組みへの支援、金沢市生涯現役雇用促進奨励金制度などを通じて高齢者の雇用確保を支援します。

③ 介護サービス等の基盤整備と質の確保

○高齢者が、それぞれの状況にあわせて必要なサービスを選択し、安心して生活できるよう、サービス基盤の充実を図ります。

○生活の場の整備、居宅サービスの適正量の確保、介護保険サービスの円滑な提供に努めます。

○介護職員、介護支援専門員などの人材育成と介護保険事業者の指定、指導監督の推進やサービス情報の提供を行い、質の高いサービスの確保に努めます。

④ 高齢者の権利擁護

○高齢者のみの世帯や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者とその家族の人権尊重と権利保障の仕組みがますます重要となります。このため、相談体制の整備・充実を図り、必要に応じて成年後見制度等の活用を図ります。

○地域社会において、認知症になっても安心して暮らせるように、認知症の方に対する理解と見守りを進め、認知症の方やその家族の応援者となる認知症サポーターの養成や、小売店等の一定割合の従業員等が認知症サポーターの養成講座を受講修了した場合に「認知症の方にやさしい店」として認定します。

○高齢者虐待の未然防止や早期発見のため、介護事業者などへの指導監督を行うとともに、まちぐるみ福祉活動など地域における見守り活動との連携を図ります。また、虐待の対応については、必要に応じて関係機関と連携し、速やかに適切な対応を図ります。

〇誰もが人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく生きていくために、金沢市地域包括支援センターの専門職により、総合的な相談や権利擁護についての支援を行います。

⑤　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

〇すべての人々が安心して快適に利用できる良好な公共施設や建築物をつくるよう啓発するとともに、公共交通のバリアフリー化の推進や、聴覚・視覚に障害のある人にとっての必要な情報（安全情報、行政サービス情報等）を適時に得ることができるような機器の整備などを推進します。また、高齢者の社会参加を困難にしている物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処する「バリアフリー」という考え方に加え、誰にとっても利用しやすいように都市や空間をデザインする「ユニバーサルデザイン」という考え方を組み込んで、各種の取り組みを積極的に推進します。

４　障害のある人の人権

(1)　現状と課題

障害のある人の「完全参加と平等」は、昭和 56(1981)年の国際障害者年を契機として進められてきました。平成 18(2006)年には、国連総会において、障害のある人への差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者権利条約」[*8]が採択されました。

我が国では、この条約への批准に向け、平成 23(2011)年に「障害者基本法」[※27]の改正、「障害者虐待防止法」[※31]の制定が行われ、平成 25(2013)年には「障害者差別解消法」[※32]が制定され、国内法が条約の定める水準に達し、平成 26(2014)年１月に批准されました。

こうした法整備を契機に各地で障害者差別解消に関する条例や手話を必要とする人の意思疎通を行う権利を尊重する手話言語条例の制定が進められています。本市では、平成 29(2017)年６月に「金沢市手話言語条例」を制定し、石川県においては、令和元(2019)年９月に「共生社会づくり条例」（「障害のある人もない人も共に暮らしやすい石川県づくり条例」）が制定されました。

本市では平成 24(2012)年に、障害者虐待防止センターを設置し、虐待に対する通報、相談の体制を整え、障害のある人の権利擁護の充実を図るための窓口を設置し、サービス利用支援を行っています。また、令和４(2022)年 12 月には、障害のある人への差別解消や合理的配慮の促進をめざし、「共生社会を推進する金沢共同宣言」を行い、宣言を実現するために、「金沢市共生社会推進事業者認定制度」を開始しました。

現在では、「ノーマライゼーションプラン金沢 2021（第５次金沢市障害者計画）」及び「第６期金沢市障害福祉計画・第２期金沢市障害児福祉計画」に沿って、「ともに生きる」「働く」「得る」「豊かに育つ」「学ぶ」「遊ぶ」「つきあう」「出かける」「すこやかに暮らす」「知る」「参加する」「使う」という生活場面すべてにわたる施策の推進に取り組んでいます。

具体的な人権教育・啓発としては、学校では教育活動全体を通じて、障害と障害のある人についての理解を深める取り組みを推進しています。また、交流学習や統合保育を通して相互理解を深めています。さらに、事業者への理解や啓発、障害のある人が参加するスポーツ・文化活動のイベントへの支援等を行い、障害のある人の社会参加の促進に努めています。

図表３－７　障害のある人の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

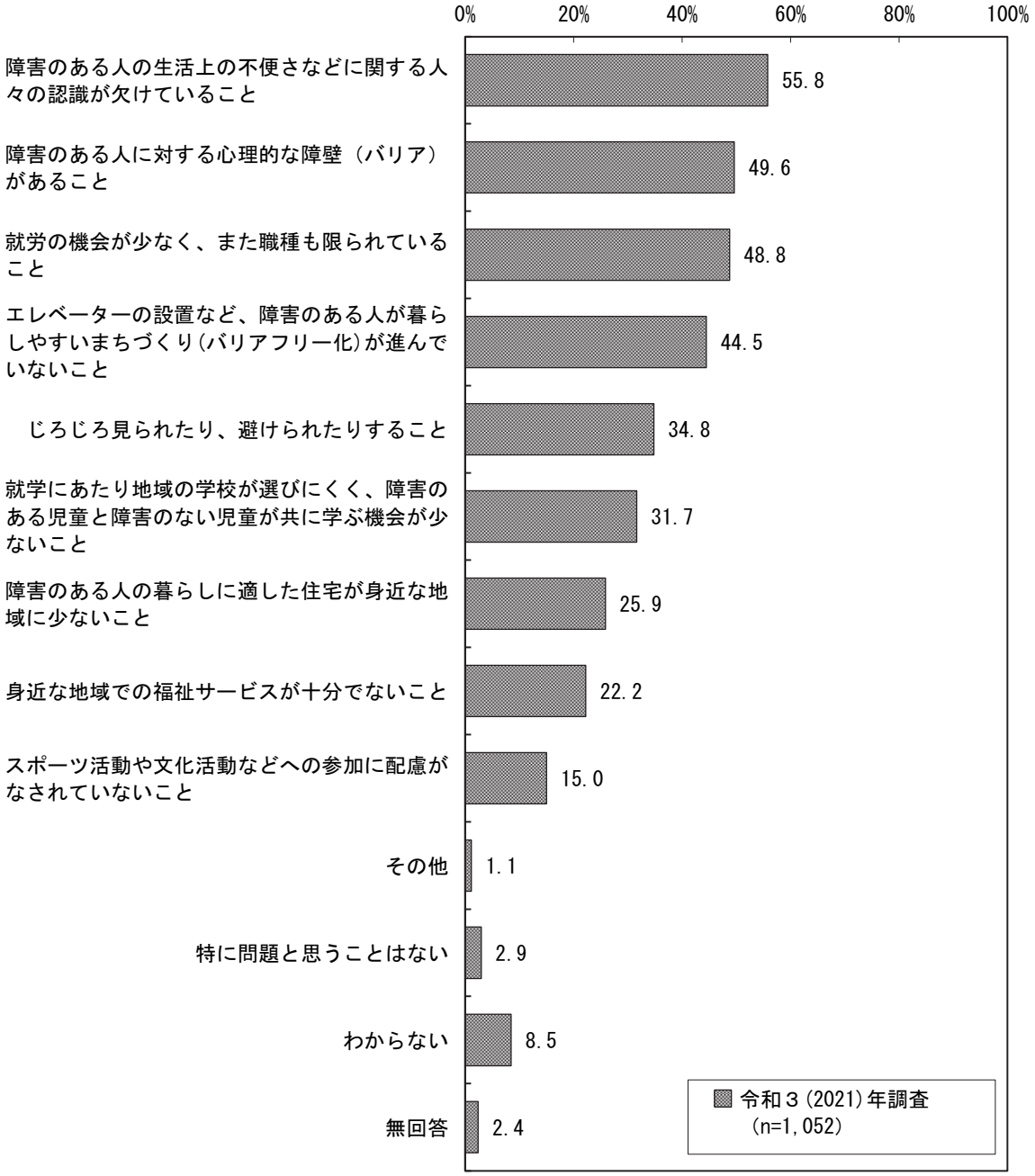

図表３－８　障害のある人の人権を守るために行政等公的機関に求めること（複数回答）

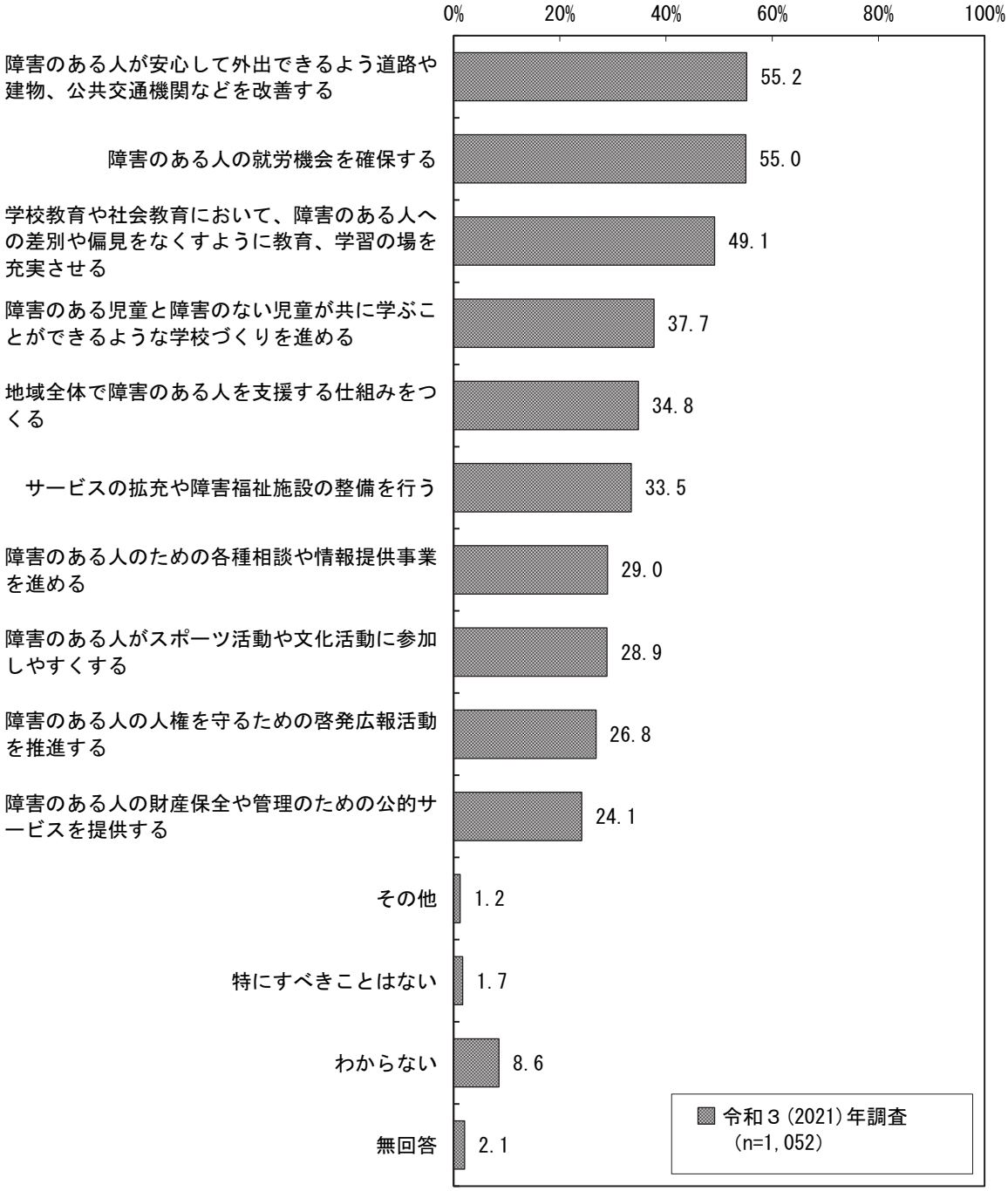

(2)　施策の方向性

「ノーマライゼーションプラン金沢」に基づき、障害のある人もない人も、それぞれの生き方や生活条件の違いを認めながら、「ともに生きる」ことができるノーマライゼーション社会(注9)の実現を目指します。

(注9)ノーマライゼーション社会

障害の有無にかかわらず、すべての人が平等に社会の構成員として、あるがままの姿で普通の生活を送ることが、当たり前の社会のこと。

① 障害のある人への差別解消と合理的配慮の促進

〇障害を理由とする一切の差別を解消し、合理的配慮の提供を促進するとともに、社会的な障壁を取り除きます。

〇障害のある人とない人が相互に理解し、支え合う環境づくりに取り組みます。

〇障害があっても自分の生き方を選択できる社会を推進し、すべての市民が安全安心に暮らすことができる地域社会を実現します。

② 障害と障害のある人についての理解を深める教育・啓発

〇学校教育等を通じて、障害と障害のある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉などの課題に関する理解を深めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに配慮しながら、自己の可能性を最大限に伸ばせるよう、教育等の充実を図ります。

〇障害のある児童等の心身の発達・成長を支援し、社会的な自立に向け、個別的配慮の中での集団保育、教育を推進します。

〇障害のある人に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させるため、多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会やさまざまな啓発活動を通じて、心のバリアフリーを推進します。

〇関係機関と協力して、企業等に対して障害者雇用に関する啓発活動を行うとともに、助成制度や相談機関についての情報提供を行います。

③ 障害のある人の社会参加の促進

〇金沢市障害者施策推進協議会及び市民フォーラムなどを通じて、障害のある人やその家族が施策の立案、決定、実施過程に参加し、障害のある人やその家族の声を行政施策等へ反映するよう努めます。

〇生涯の各段階（ライフサイクル・ライフステージ・ライフスタイル）において、障害のある人が自己の意思と能力に基づいて社会参加ができるよう、あらゆる局面において機会の均等化と平等の実現に取り組みます。

〇ジョブコーチ制度(注 10)などの労働施策を総合的に推進し、雇用・福祉・教育分野の連携した支援等を通じて障害のある人の就労を支援します。

（注 10）ジョブコーチ制度

ジョブコーチ（職場適応援助者）が、企業等に訪問または在籍し、そこで就労する障害のある人の障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、職場適応を図る制度のこと。

○アウトサイダー・アート・プロジェクト(注 11)などの文化芸術活動や創作活動の推進とともに、パラスポーツなどの普及に取り組み、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。

④　障害のある人の権利擁護

○「施設・病院から地域へ」といった流れの中、障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人とその家族の人権尊重と権利保障の仕組みが重要です。このため、相談体制の充実を図り、その人に合った支援を行うための「かなざわ安心プラン」の作成を支援し、必要に応じて成年後見制度等の活用を図ります。

○障害者虐待防止センターにおいて、障害者虐待の通報・届出の受理、障害のある人及び家族等からの相談受付、それを受けての指導・助言など、障害者虐待の防止や家族等への支援に関する広報・啓発活動を行います。

⑤　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

○すべての人々が安心して快適に利用できる良好な公共施設や建築物をつくるよう啓発するとともに、公共交通のバリアフリー化の推進や、聴覚・視覚に障害のある人にとっての必要な情報（安全情報、行政サービス情報等）を適時に得ることができるような機器の整備などを推進します。また、障害のある人の社会参加を困難にしている物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処する「バリアフリー」という考え方に加え、誰にとっても利用しやすいように都市や生活空間をデザインする「ユニバーサルデザイン」という考え方を組み込んで、各種の取り組みを積極的に推進します。

（注 11）アウトサイダー・アート・プロジェクト

アウトサイダート・アートとは、日本においては、知的障害や精神障害のある人たちで優れた美術センスを持ち、何物にもとらわれず自分の感性だけで創作表現した美術のことをいい、金沢市では、そのような障害のある人たちの作品をもっと社会に認知・評価をしてもらうためのプロジェクトに取り組んでいる。

５　部落差別

(1)　現状と課題

「部落差別（同和問題）」とは、被差別部落・同和地区などと呼ばれる特定の地域出身者であることや、そこに住んでいることを理由にさまざまな社会的不利益を受け、人間としての尊厳が傷つけられるという日本固有の人権問題です。人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる深刻で重大な社会問題です。

部落差別を解決するため、国は「その早急な解決こそ、国の責務であり、同時に国民的課題」（同和対策審議会答申）として、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、環境整備や啓発事業などの同和対策（地域改善対策）事業を進めていましたが、平成14(2002)年3月末に同事業を終了し、教育、就労、産業等の残された課題については、一般施策により対応することとしました。

しかし、被差別部落・同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、土地取引をめぐる差別、採用選考における不適切な質問が依然としてあるほか、部落差別への無理解につけ込み高額な書籍などを売りつけたりする「えせ同和行為」は少なくなったとはいえ、問題の本来の解決を阻害しています。

そのため、平成28(2016)年に「部落差別解消推進法」※35が制定され、部落差別のない社会の実現に向けた取り組みが進められています。

しかしながら、インターネット上で差別情報や部落の所在地情報の流布、他人の戸籍等を不正に取得する事案が後を絶ちません。

市民意識調査でも、部落差別を知っている人は半数以下であることや（図表３-９）、被差別部落・同和地区出身者との結婚や付き合いをする上で、反対したり避けたりする市民の意識があることなど、部落差別に関する正しい知識を持っておらず、昔からある偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人が多いことが示されています。

部落差別の解決のため行政等公的機関に求められることとしては（図表３-11）、「小・中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」ことをあげる人が半数を占めており、具体的事例を交えたより分かりやすい情報提供等により、教育・啓発活動の充実を図るとともに、さまざまな機会をとらえて、市民の部落差別への理解・認識を深めていく必要があります。

図表３－９　部落差別の認知度

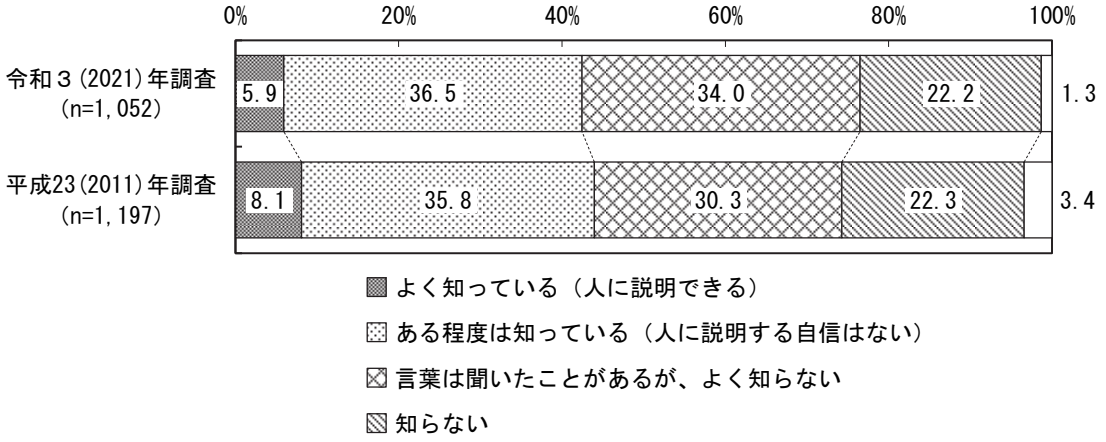

図表３－10　部落差別が存在する原因（複数回答）

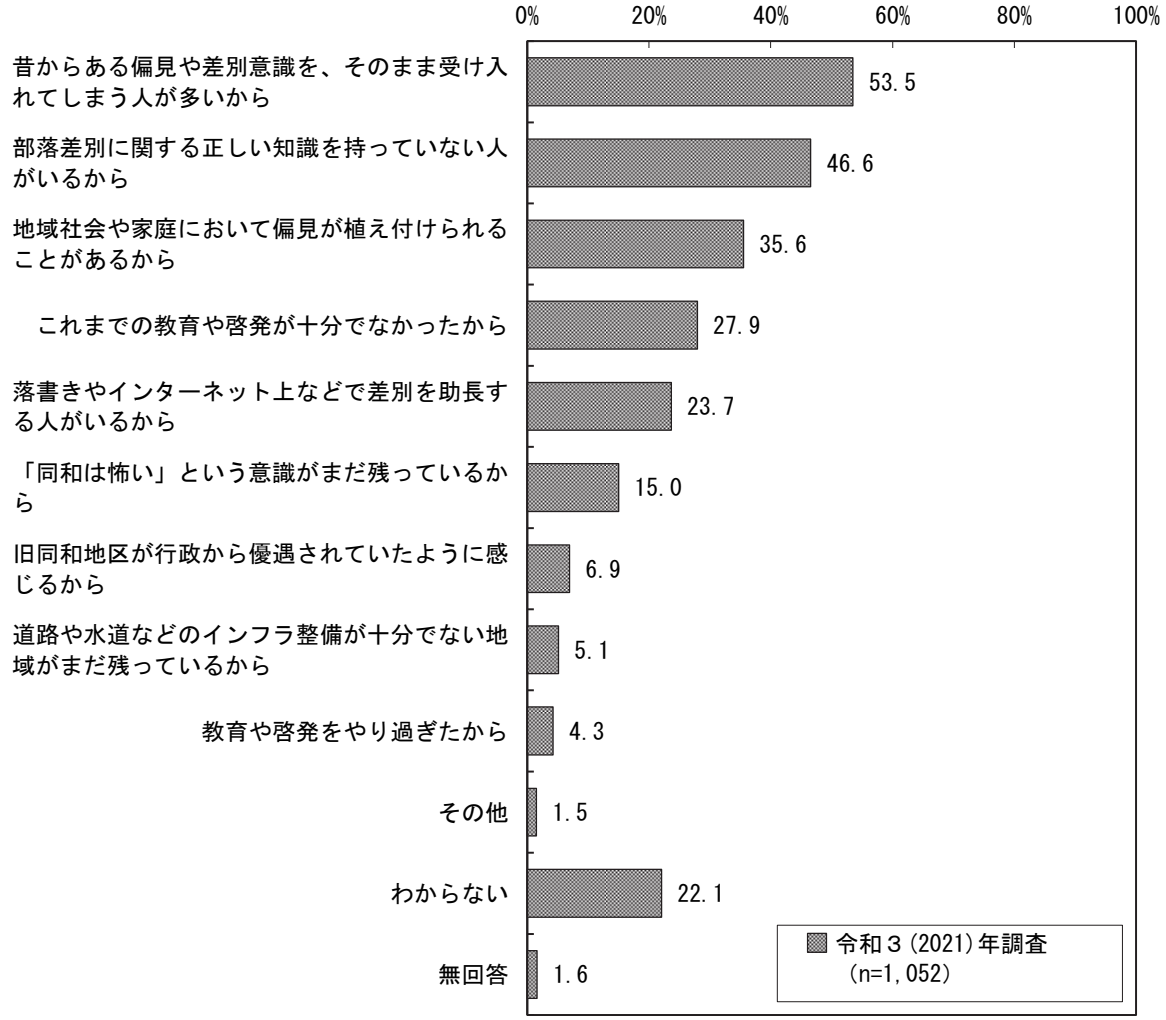

図表３－11　部落差別の解決のために行政等公的機関に求められること（複数回答）

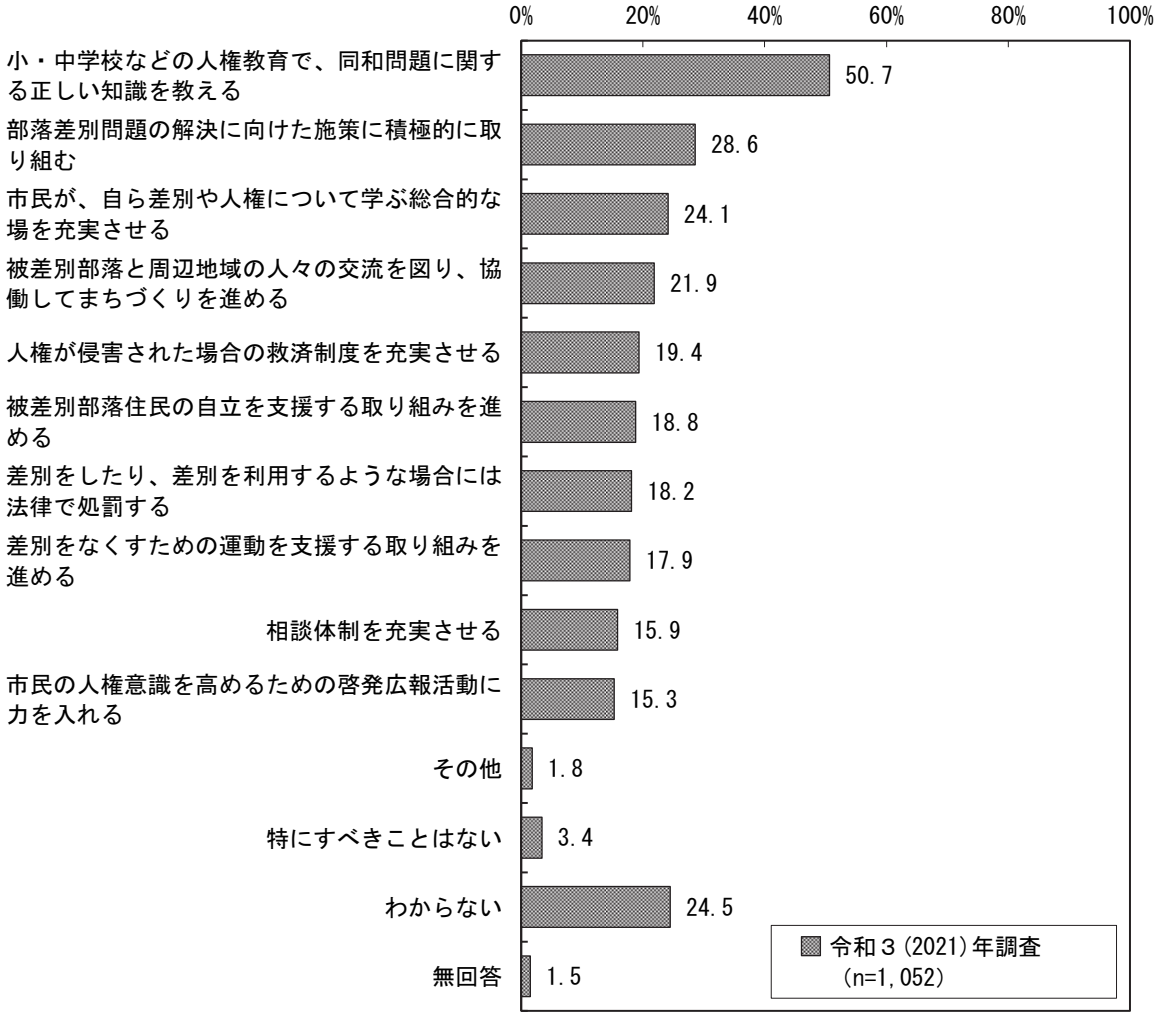

本市では、平成８(1996)年に人権同和対策室を設置して以降、家庭、学校、地域などあらゆる場を通じて、部落差別の正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を育むための同和教育・啓発活動を推進してきました。

具体的な人権教育・啓発として、学校では教育活動全体を通じて、人権教育を推進するとともに、人権教育担当者などの研修を実施しています。社会教育としては、人権問題講演会の開催などを実施し、部落差別に関する偏見や差別の解消に努めています。

今後とも、部落差別のさまざまな課題を解決するため、部落差別を人権問題における重要な柱としてとらえ、国、県及び関係団体等との連携を図り、より効果的で積極的な教育・啓発活動を推進することが必要です。

(2)　施策の方向性

①　差別意識解消に向けた人権教育・啓発の充実

〇学校教育等において人権教育を推進する中で、部落差別への認識を深め、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みを進めます。また、人権教育担当者研修のほかに、教職員の経験年数に応じた研修を充実します。

〇部落差別に関する偏見や差別を解消し、部落差別の早期解決を目指して、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権擁護施策として人権尊重の啓発活動を充実します。

〇部落差別の正しい理解に向けた情報提供を行います。

②　公正な採用選考システム確立への支援

〇石川県、石川労働局及び公共職業安定所と協力して、事業主に対し、就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう働きかけます。

③　えせ同和行為の排除

〇えせ同和行為の排除に向けて、国、県等の関係機関と連携して、企業等への啓発に取り組みます。

④　相談体制等の充実

〇本市の人権相談の実施により、部落差別にかかる相談に積極的に応ずるとともに、関係機関と連携を図ります。

〇インターネット上に、部落差別や人権侵害につながる恐れのある書き込みを把握したときには、削除要請を行い、法務局などの関係機関と連携し、迅速な対応を行い、被害の拡大防止を図ります。

６　外国人の人権

(1)　現状と課題

国際化が進み多くの外国人が日本で生活をするようになったものの、さまざまな外国人の言語、文化、社会習慣等の違いについて、相互理解が十分でないため、これに起因する誤解や偏見などがあり、また、情報が十分でないことなどから日本人とのコミュニケーションに問題が発生することもあります。

在住外国人については、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題に加え、北朝鮮当局による拉致問題に関わって、在日韓国・朝鮮人児童生徒への嫌がらせなど人権問題が発生しています。

図表３－12　在日外国人の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

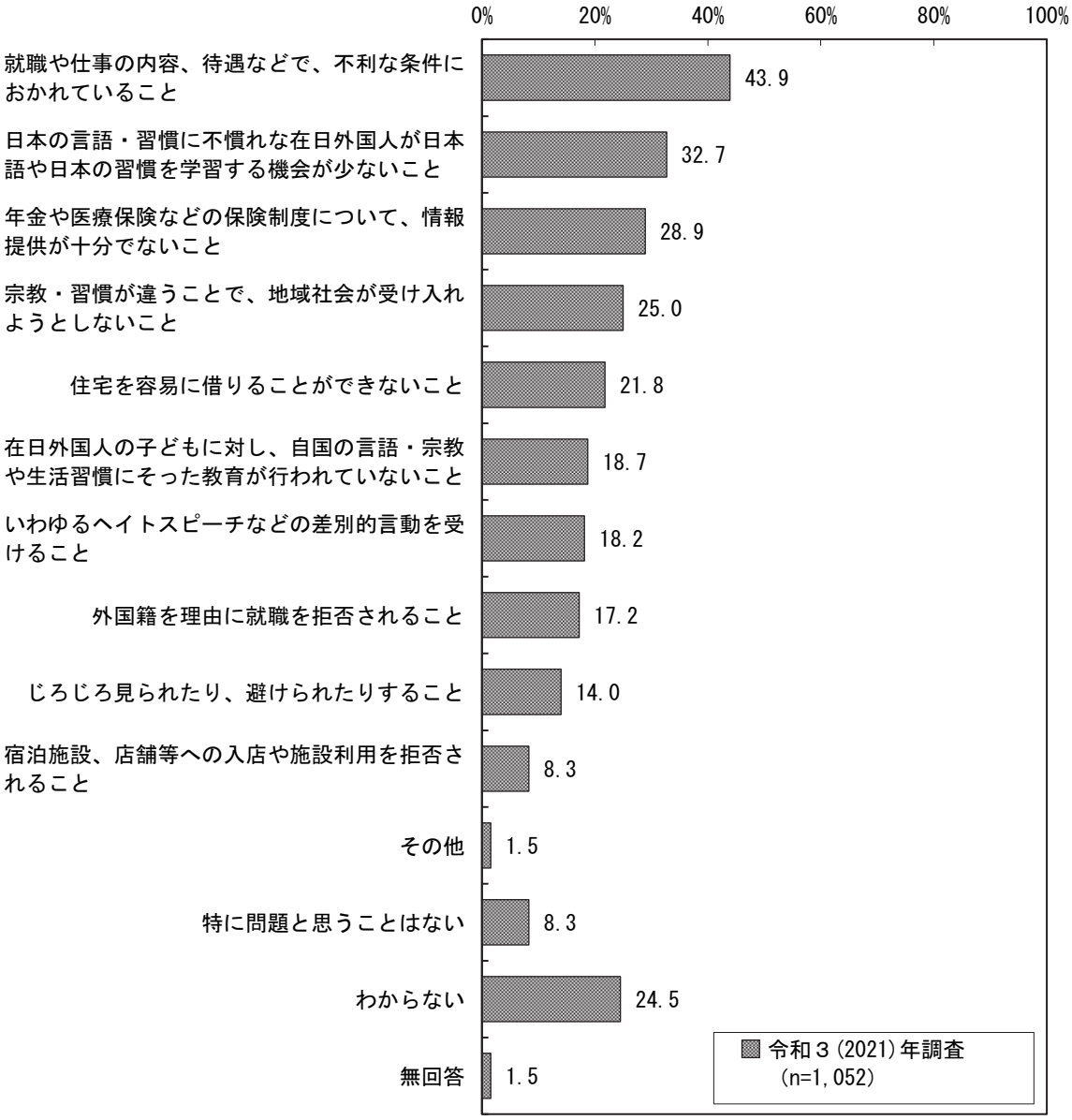

本市に在住する外国人は、令和４(2022)年12月末の外国人登録によると、6,311人となっています。国籍別にみると、中国が1,891人と最も多く、次いで、ベトナム、韓国・朝鮮の順となっており、全国に比べて中国籍の人の割合が高くなっています。これは、本市とその近郊に大学などの高等教育機関が集積しており、留学生を積極的に受け入れているためと考えられます。

平成 28(2016)年には、特定の国の出身者やその子孫などに対する不当な差別的言動の解消のための「ヘイトスピーチ解消法」※36 と、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為の禁止を規定した「技能実習法」※37 が制定されました。また、令和２（2020）年９月には、総務省が「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を行い、近年における外国人住民の更なる増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等の社会経済情勢の変化や、地方自治体による地域の実情を踏まえた多文化共生推進の方向性が示されました。

今後さらに国際化が進み、外国人住民の増加が予想される中、市民が外国人の歴史、宗教、文化、生活習慣などの違いを理解し、外国人が日本語や日本の生活習慣を理解し、相互に違いを認め、尊重し合う共生の心が重要です。そのための機会を提供する取り組みが求められています。

図表３－13　金沢市における外国人数の推移　（単位：人）

区　分	総　数	中　国	ベトナム	韓　国 朝　鮮	インドネシア	フィリピン	ネパール	その他
令和４年末	6, 311	1, 891	1, 208	700	392	361	333	1, 426
平成 29 年末	5, 291	2, 015	656	829	325	271	156	1, 039
平成 24 年末	4, 606	2, 374	128	905	133	211	37	818

資料：住民基本台帳

図表３－14　在日外国人の人権を守るために行政等公的機関に求めること（複数回答）

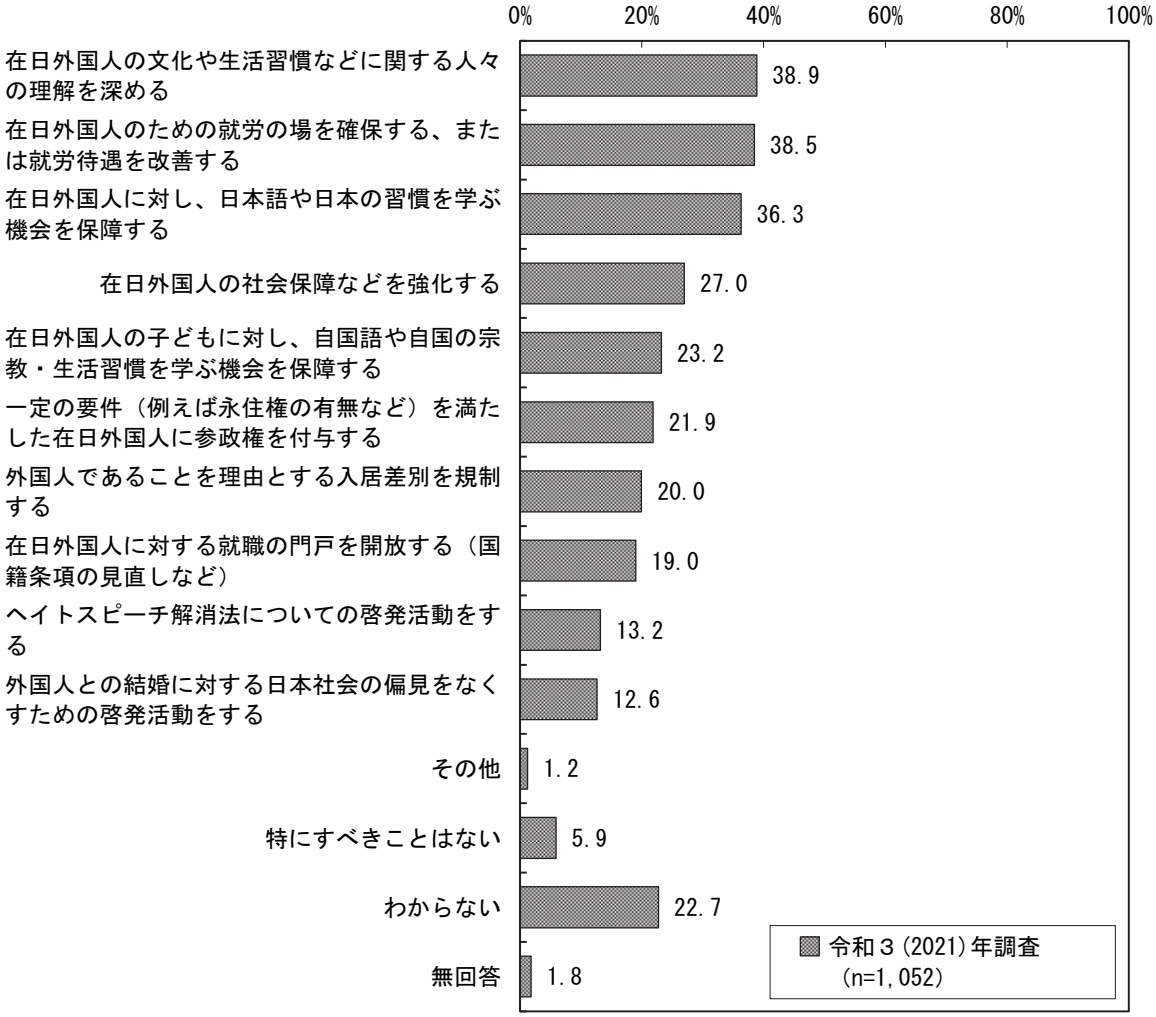

(2)　施策の方向性

①　国際理解教育・啓発の推進

〇学校教育等において、外国の文化への理解を深め、尊重する心と知識を育成するための教育を推進します。

〇外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会などを通じて、人権擁護施策として人権尊重の啓発活動を推進します。

②　国際化への環境整備

〇本市が発信する情報や施設の案内・説明表示について、外国語による表記を進めます。

〇外国人住民に対し、多言語電話通訳サービスを提供するとともに、生活案内等各種の情報提供を進めます。

〇外国人児童生徒の教育に関して専門性を有し、関係する機関・団体との連絡調整や指導・助言を行う職員を確保し、配置を進めます。

〇外国人児童生徒を対象に、学校生活や学習を円滑に行えるような日本語能力の育成を図ります。

③　多様な国際交流の促進

〇各種の国際交流事業への支援等を通じて、多様な国際交流を促進させるとともに、外国の生活習慣や文化への理解を深め、日本人と外国人が相互の違いを認め合う共生の心を育成していきます。

④　相談体制等の充実

〇外国人からの相談に対応できるよう、市民相談室、金沢国際交流財団等での相談体制の充実について、ニーズを見ながら検討していきます。

〇インターネット上に、差別や人権侵害につながる恐れのある書き込みを把握したときには、削除要請を行い、法務局などの関係機関と連携し、迅速な対応を行い、被害の拡大防止を図ります。

７　感染症患者等の人権

(1)　現状と課題

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が発生しています。

例えば、ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）は感染力の弱いウイルスで、正しい知識を持てばほとんどの場合、感染を防ぐことができます。また、ＨＩＶに感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、延命を図る治療方法が確立されています。

しかし、ＨＩＶ感染者やエイズ患者についての正しい知識と理解不足から、偏見や差別が生まれ、社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じています。市民一人ひとりがＨＩＶ・エイズに関する正しい知識を深めると同時に、感染者や患者に対する偏見や差別をなくし、安心して医療を受け、暮らすことができる社会づくりを推進する必要があります。

図表３－15　ＨＩＶ感染者(エイズ患者を含む)・ハンセン病患者等(元患者を含む)の人権尊重について、特に問題があること（複数回答）

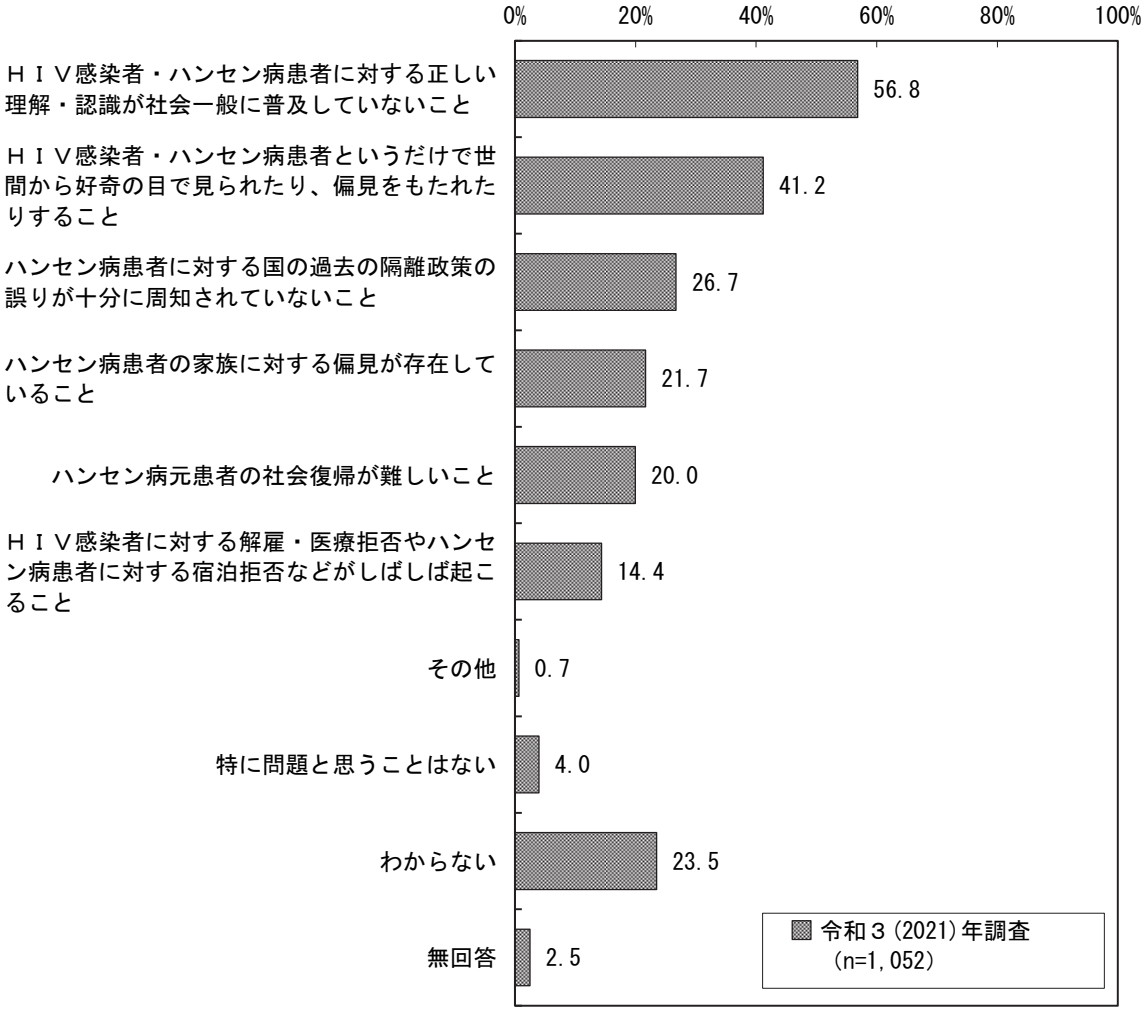

また、ハンセン病は、らい菌によっておこる細菌感染症ですが、感染したとしても発病することは極めてまれであり、仮に発病しても、現代においては治療法が確立されているため、早期発見・早期治療により完治する病気です。

ハンセン病は過去において特殊な病気と見なされ、強制隔離政策がとられてきたことと、また、全国的に「無癩県運動」(注 12)が進められたことにより、患者や回復者、さらにその家族にまで人権問題が及んでいます。平成８(1996)年に「らい予防法」は廃止されましたが、差別や偏見といった問題が解消したとはいえません。また、回復者の多くは、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症や高齢化のため、現在も多くの方が療養所で生活しています。

引き続き、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を行い、我が国の社会に残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた方々の名誉の回復を図る必要があります。

図表３－16　ＨＩＶ感染者(エイズ患者を含む)・ハンセン病患者等(元患者を含む)の人権を守るために、行政等公的機関に求められること（複数回答）

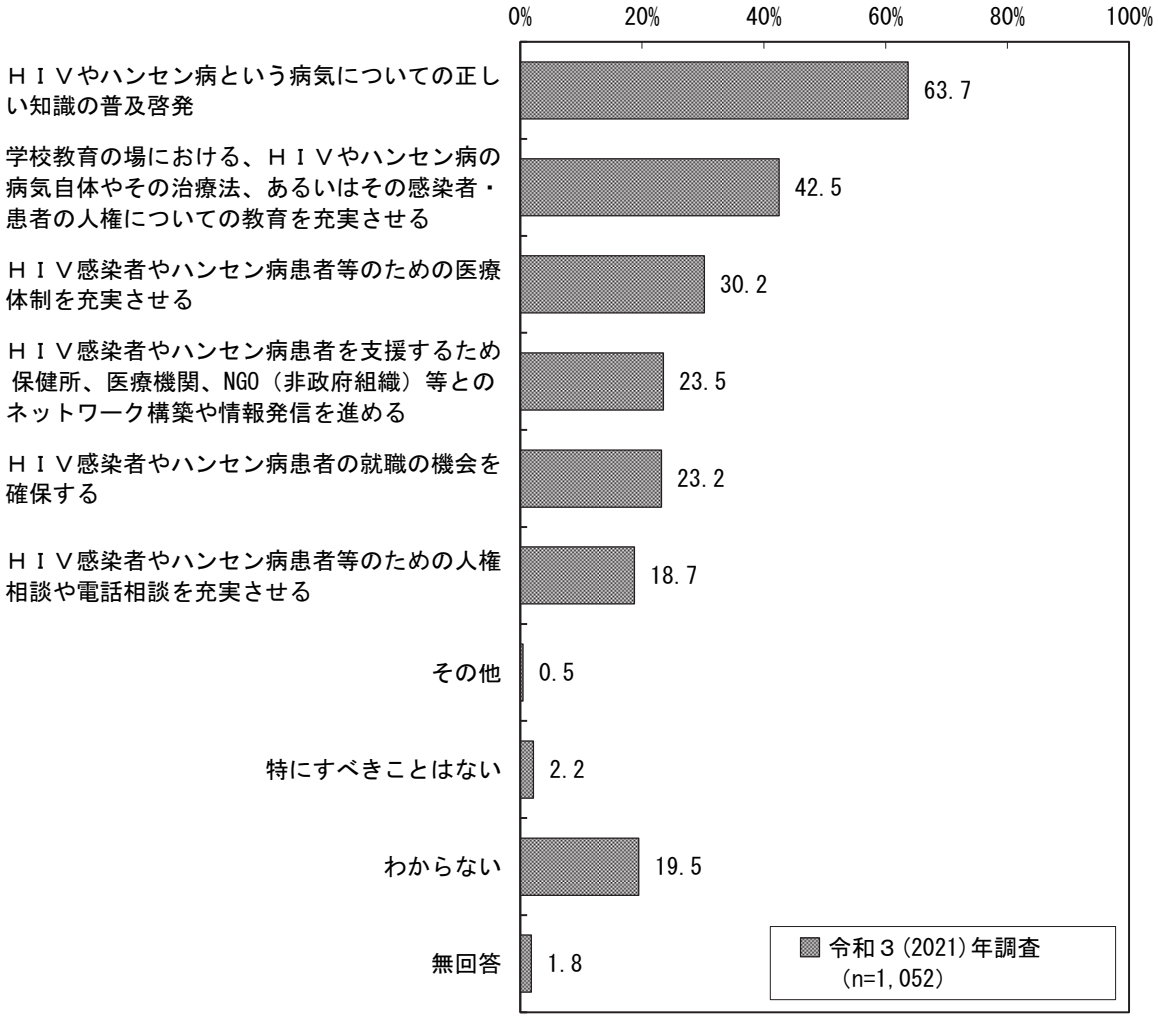

(注 12)無癩県運動

昭和初期のハンセン病患者をゼロにすることを目的とする患者の強制収容運動のこと。

ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者等のほかにも、多くの感染症、原因不明の難病などで、患者や家族が不当な差別や偏見を受ける場合があります。

とりわけ、令和2(2020)年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の健康だけではなく、日常生活や社会経済に大きな影響を与え、感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染症の診療にあたる医療従事者までも接触者として差別を受けるなどの人権問題を引き起こし、改めて感染症に関する人権意識の重要性が認識されることとなりました。今、私たちには、誰もが共に生きる社会をつくっていくことが求められています。

(2)　施策の方向性

①　感染症患者等の人権に関する教育・啓発

〇学校教育等を通じて、発達段階に応じてＨＩＶ・エイズ等の正しい知識を身に付けることにより、病気に対する偏見や差別をなくす教育を推進します。

〇ＨＩＶ検査普及週間（６月１日～７日）、世界エイズデー（12月１日）において、街頭キャンペーン等を活用した広報・啓発活動を実施します。

〇ＨＩＶ・エイズやハンセン病等についての正しい知識の普及を図り、病気や感染者、患者、回復者及びその家族に対する偏見や差別を解消し、理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

〇新型コロナウイルスのような感染症患者等への偏見や差別をなくすため、正しい知識や理解を深める教育・啓発活動に継続して取り組みます。

②　相談体制等の充実

〇北陸ＨＩＶ情報センターなど関係機関と連携して、患者やその家族を支援するため、相談体制の充実を図ります。

〇ＨＩＶ・エイズについては検査体制の充実に努め、早期発見の体制づくりを進めます。

〇本市の人権相談の実施により、ＨＩＶ感染者・ハンセン病患者等及びその家族の人権相談について対応していきます。

〇保健所や関係機関と連携し、さまざまな感染症の不安や悩みなどに対応するため、相談体制の充実に努めます。

８　犯罪被害者等の人権

(1)　現状と課題

犯罪被害者やその家族については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるのみならず、興味本位の噂や心ない中傷などにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの問題が指摘されてきました。

国は、こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」※41を制定し、平成17(2005)年にこれに基づく「犯罪被害者等基本計画」（現行は第４次計画）を策定して施策を推進しています。

本市では、自らに責任がないにもかかわらず、犯罪に巻き込まれ不慮の死を遂げた人の遺族や、重傷病を負った人の精神的被害を軽減するため、平成24(2012)年度に「犯罪被害者等見舞金制度」を設けています。

図表３－17　犯罪被害者等への支援を充実させていくために行政等公的機関がすべきこと(複数回答)

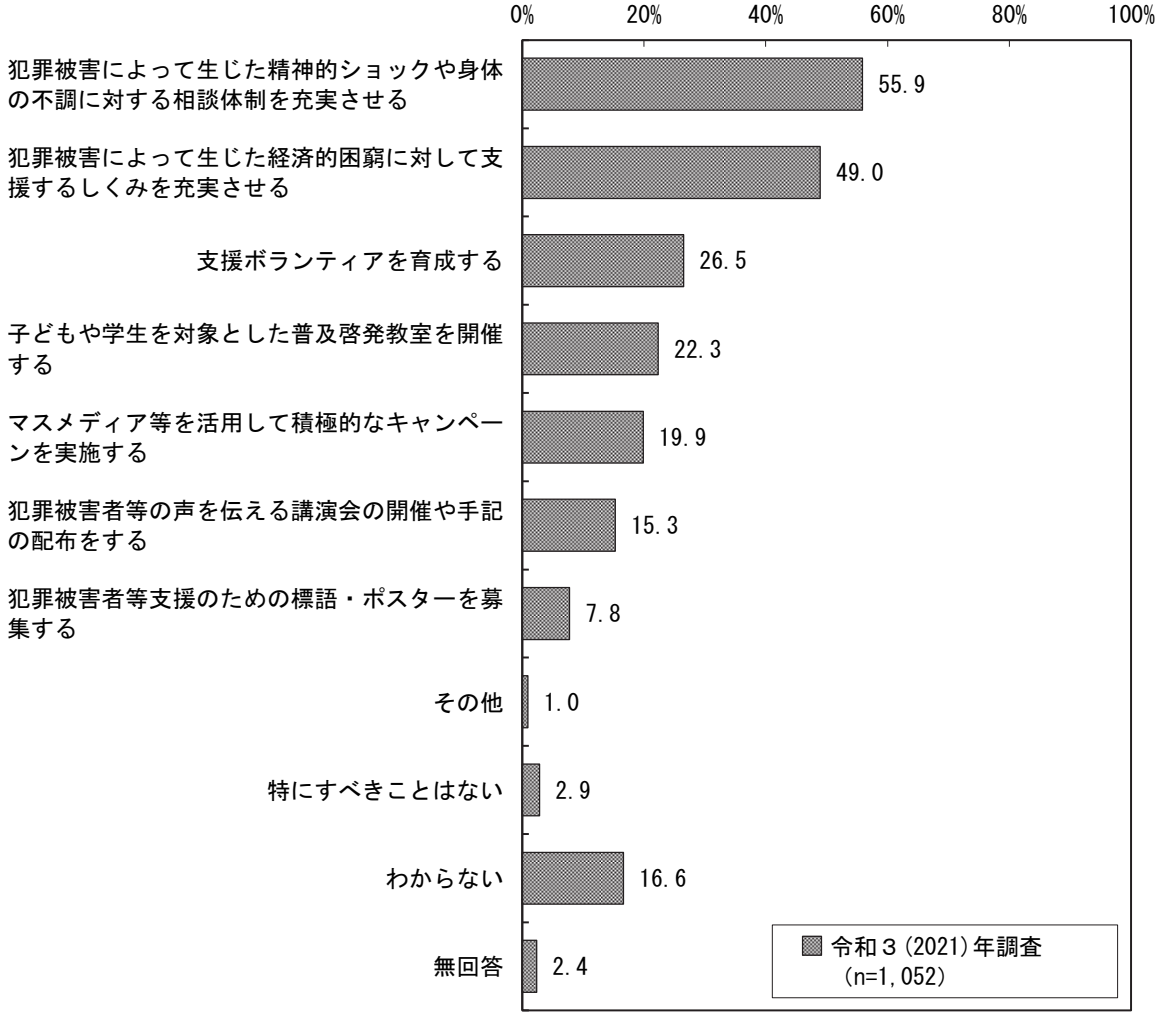

(2)　施策の方向性

①　犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発

〇市民が犯罪被害者やその家族の気持ちを理解し、二次的な被害が起きないよう、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権問題講演会やさまざまな啓発活動を通じて、人権擁護施策としての人権尊重の啓発活動を推進します。

②　関係団体等との連携及び支援制度の充実

〇公益社団法人石川被害者サポートセンター、石川県警察本部、金沢弁護士会及び石川被害者等支援連絡協議会と連携して効果的な被害者等の支援を推進します。

〇犯罪被害者等見舞金制度の周知及び適切な運用に努め、被害者やその家族の精神的被害の緩和を図ります。

〇被害者やその家族が安心して暮らすことのできる社会の実現のため、犯罪被害者等を支援する条例の制定を検討します。

③　相談体制の充実

〇本市の人権相談の実施により、犯罪被害者やその家族の人権相談に対応していきます。

９　刑を終えて出所した人等の人権

(1)　現状と課題

刑を終えて出所した人、逮捕・勾留後に保釈された人、執行猶予で釈放された人及びその家族に対する社会の差別や偏見には根強いものがあり、更生意欲を持ち社会復帰を目指す場合にも、就職や住居の確保が難しい状況にあります。

社会への復帰を援助する更生保護活動への参加意向をみると、「自分もしたいと思う」と答えた人は5.8%にとどまっています。本市では、地域福祉計画再犯防止推進編を策定し、再犯防止推進ポータルサイトを運営しているほか、関係機関・団体と協力して、犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築く「社会を明るくする運動」を推進しています。

図表３－18　更生保護活動への参加意向

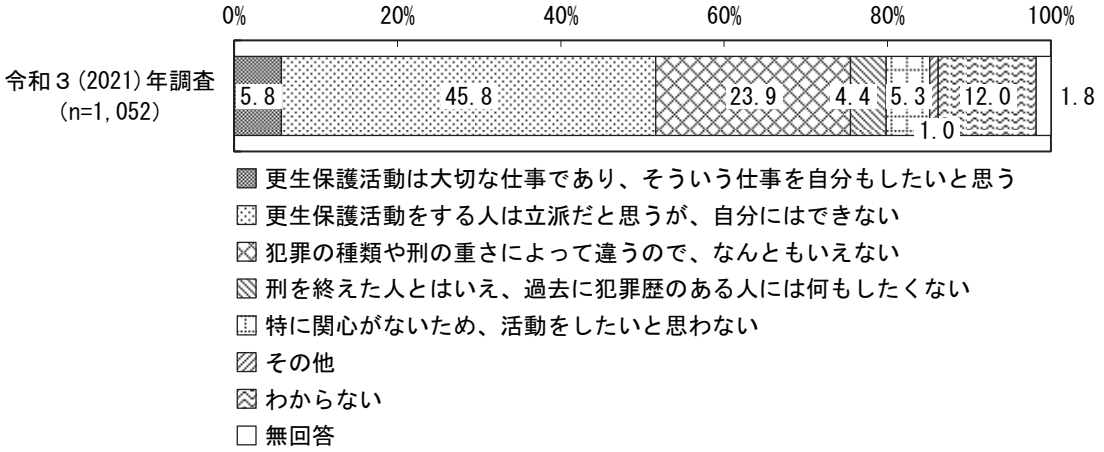

(2)　施策の方向性

①　刑を終えて出所した人等の人権に関する教育・啓発

○刑を終えて出所した人等の社会復帰がスムーズに進むよう、多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を進めるとともに、人権擁護施策として刑を終えて出所した人等の人権の啓発活動を推進します。

②　「社会を明るくする運動」との協働の推進

○関係機関や保護司会などの団体と協力して、「社会を明るくする運動」を推進し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会を目指します。

③　相談等支援体制の充実

○本市の人権相談の実施により、刑を終えて出所した人等の人権相談に対応していきます。

○刑を終えて出所した人等が円滑な社会復帰を果たすために、就労・住居の確保や福祉・医療サービス提供等を支援します。

10 インターネットによる人権侵害

(1)　現状と課題

インターネットは、その便利さから利用が広がる一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、差別的な書き込み、ＳＮＳや動画投稿サイトを通じてのハラスメントなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しており、社会問題となっています。

このことから、国は平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」※42を施行し、人権を侵害する悪質な書き込みに対して、「掲載内容の削除」や「発信者情報の開示」の請求が可能になりました。また、令和３(2021)年の改正では、開示請求の範囲の拡大や、発信者情報の開示を簡易にした新たな裁判手続きが創設されるなど、被害者救済を図る取り組みが進められています。

本市では、広報による啓発や情報モラルの出前講座を実施して、個人のプライバシーや人権尊重の教育・啓発を推進しています。学校では、各教科等の目標と連動しながら、発達段階に応じた情報モラル指導を踏まえた情報活用能力の育成を図っています。また、教職員に対する「情報教育」研修の実施や、情報教育担当者の連絡会を実施するなど、指導力の向上に努めています。

図表３－19　インターネットによる人権侵害等に関する問題点（複数回答）

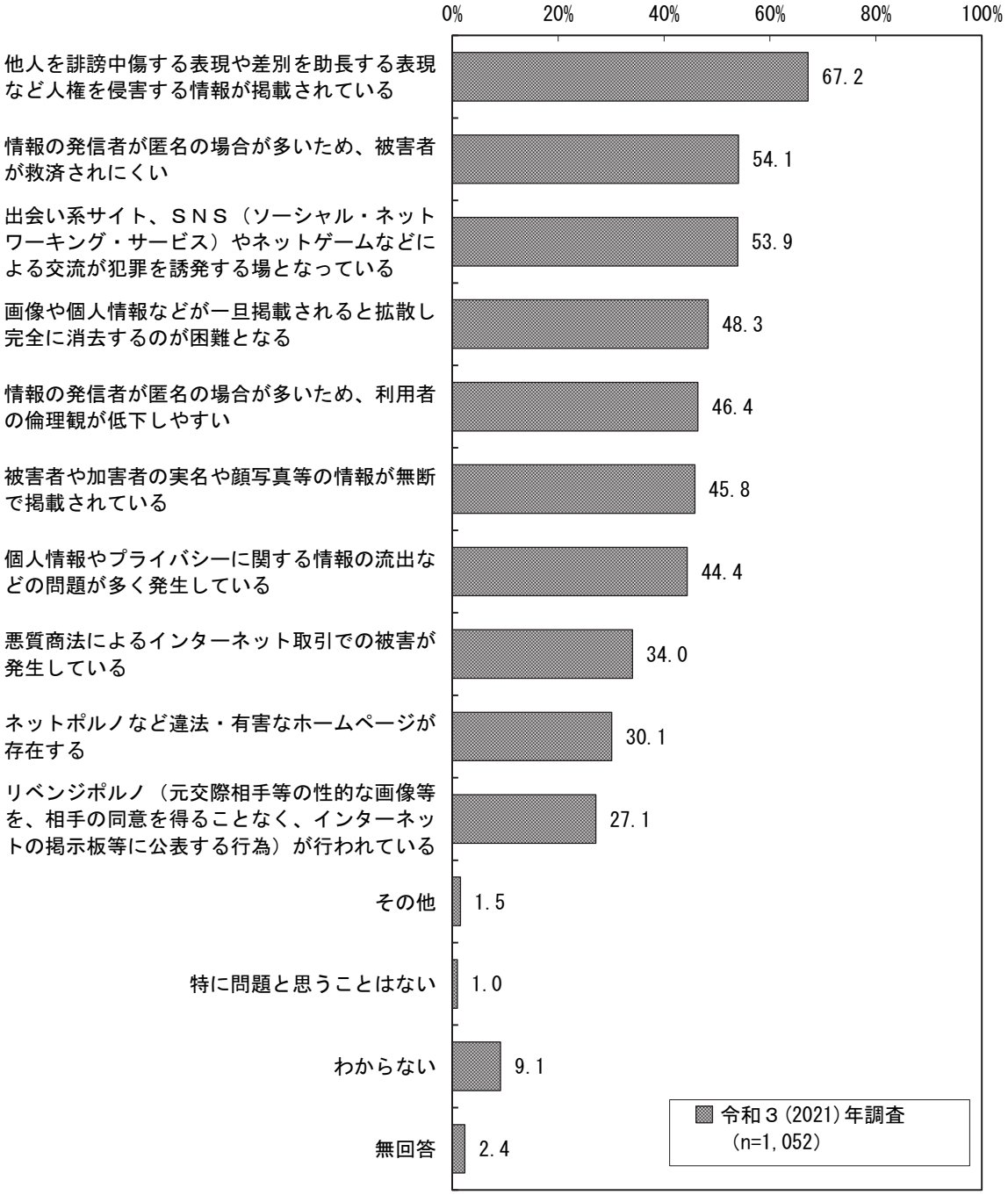

図表３－20　インターネットによる人権侵害等を防ぐために行政等公的機関に求められること（複数回答）

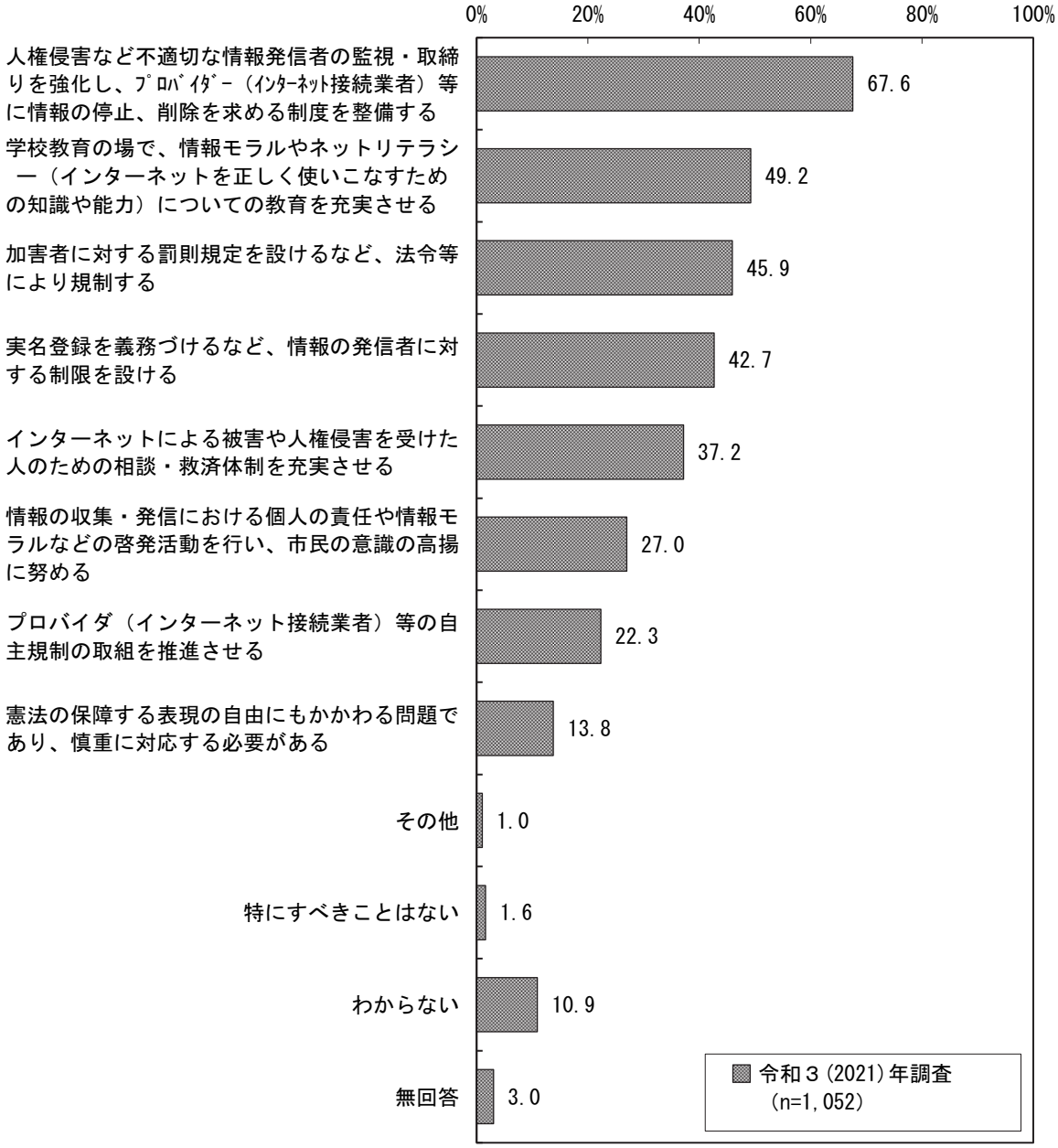

(2)　施策の方向性

①　インターネット利用者の人権に関する教育・啓発

〇学校教育等を通じて、情報化が社会にもたらす影響を知り、情報モラル・情報活用能力についての教育を推進します。

〇教職員の情報教育（情報モラル）研修、情報教育担当者連絡会などを行い、指導力の向上を図ります。

〇子どもが加害者や被害者にならないために、インターネット利用のルールを決めるなど、家庭における情報モラル教育の充実が図られるよう、保護者を対象とした教育・啓発を推進します。

〇インターネット利用者に対し、個人のプライバシーや人権に対する正しい理解を深めるため、人権尊重の教育・啓発活動を推進します。

②　インターネットによる被害の防止とプライバシーの保護

〇インターネット上での人権侵害の恐れのある書き込みやいじめ、個人情報の流出など、プライバシーに関わる問題には、法務局などの関係機関等と連携し、書き込みの削除要請などの迅速かつ適切な対応により、被害の拡大防止を図ります。

〇個人情報保護制度が市民の意識に浸透するよう、講演会等を通じて理解と周知に努めます。

〇市役所内における個人情報の保護・管理について、情報セキュリティ研修等の実施により、職員の意識啓発に努めます。

③　相談体制等の充実

〇ネットいじめ等の人権侵害を防止するため、金沢人権擁護委員協議会と協力し、相談体制の充実、相談窓口についての情報提供などに努めます。

11 性的マイノリティの人権

(1) 現状と課題

性的マイノリティとは、異性愛以外の同性愛や両性愛の性的指向をもつ人や、出生時に割り当てられた性と性の自己認識が一致していない人など、性のあり方において、多数派とは異なる人の総称で、ＬＧＢＴ(注13)とも呼ばれています。日本においては人口の約８％が性的マイノリティであると推定されています。

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会が少なく、自らの性のあり方について違和感を持っていても家族や知り合いに打ち明けることなく、ひとり悩み続けたり、社会的に孤立したりする人も多くみられます。当事者の多くが自殺を考えたり、実際に自殺を図ったりするという調査結果もあります。

平成16(2004)年には、「性同一性障害特例法」※46が施行され、一定の条件を満たす者については、裁判所の審判により、性別の取扱いと戸籍上の性別記載の変更ができるようになりました。学校においては、平成27(2015)年に、文部科学省が「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、性同一性障害を含めた、性的マイノリティの児童・生徒への対応を求めています。

近年、社会の関心も高まり、理解が進んできているとはいえ、学校生活でのいじめや社会に出てからも、就職や職場で不当な扱いを受けたりするなどの差別を受けていたり、さらにはアウティング（本人の了承を得ずに他人に伝えること）による人権侵害も重大な課題となっている現状があります。

本市では、令和２(2020)年３月に、市職員・教職員を対象とした「『性の多様性』理解・支援のためのハンドブック」を作成し、性の多様性への理解の促進や職場における対応の支援に努めているほか、令和３(2021)年７月から、戸籍上の性別を問わずお互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを宣誓した二人を市が公認する「パートナーシップ宣誓」制度を開始し、令和４(2022)年６月には、ＬＧＢＴ(注13)に関する相談体制を整備しています。

近年、性の多様性について、社会の関心は高まってきているものの、依然として偏見や差別などにより生きづらさを抱えている人々がいるため、正しい理解と認識の促進を図る必要があります。

(注 13)LGBT

女性の同性愛者（レズビアン/Lesbian）と男性の同性愛者（ゲイ/Gay）、両性愛者（バイセクシュアル/Bisexual）、出生時に割り当てられた性別に対し違和感を抱き、距離をおきたいと自認する人（トランスジェンダー/Transgender）の頭文字をとった言葉の総称。

(2)　施策の方向性

①　性的マイノリティの人権に関する教育・啓発

〇性的指向の異なる人や性自認の異なる人に関する人権問題や人権施策についての情報の収集や周知に努めるとともに、正しい理解を深める教育・啓発活動に取り組みます。

②　相談体制等の充実

〇性的マイノリティの当事者や周囲の方が抱える悩みや困難の解消のため、相談・支援体制の充実に努めます。

〇インターネット上に、差別や人権侵害につながる恐れのある書き込みを把握したときには、削除要請を行い、法務局などの関係機関と連携し、迅速な対応を行い、被害の拡大防止を図ります。

図表３－21　性的マイノリティに関わる人権問題（複数回答）

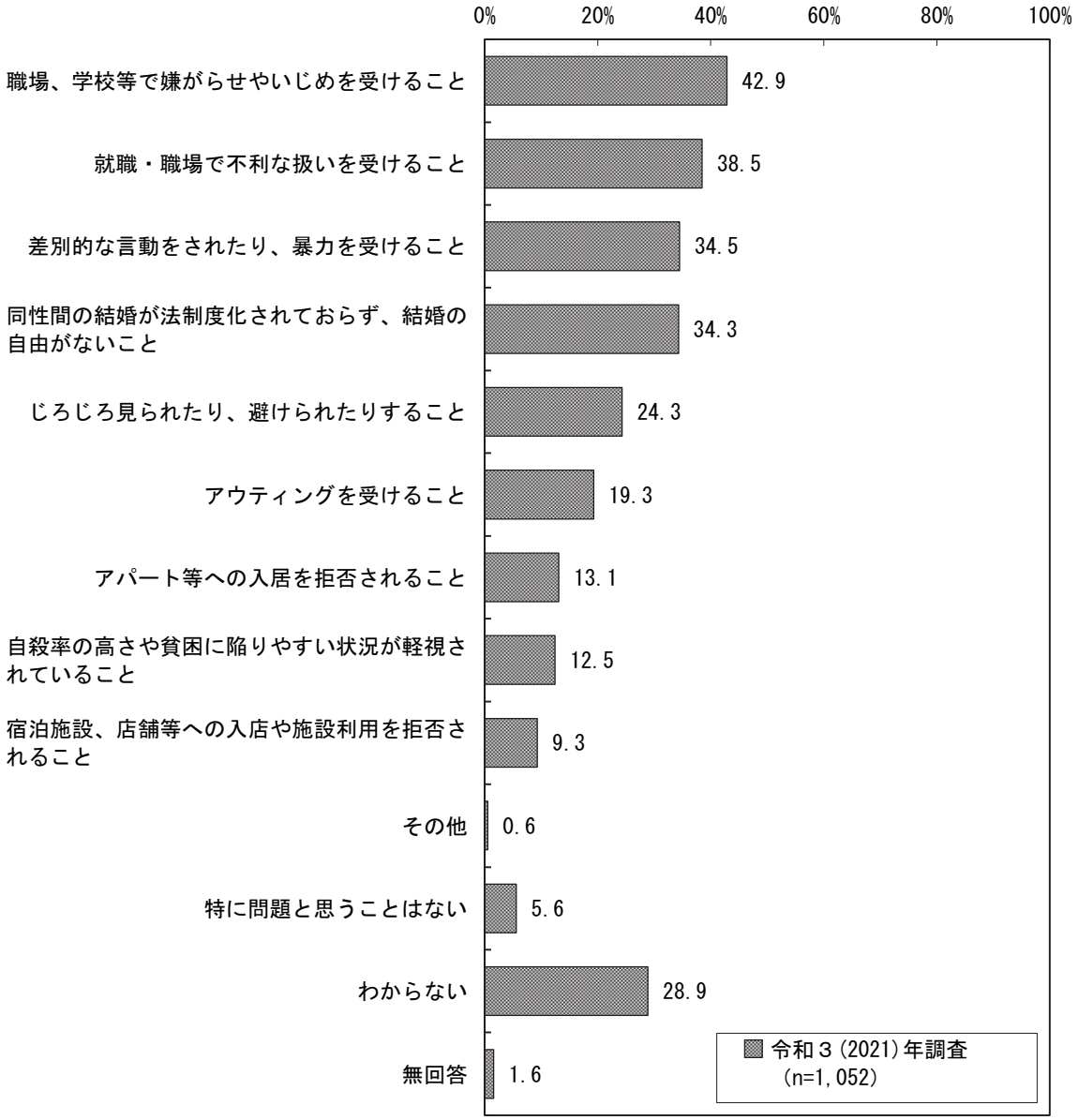

図表３－22　性的マイノリティの人権を守るために行政等公的機関に求められること（複数回答）

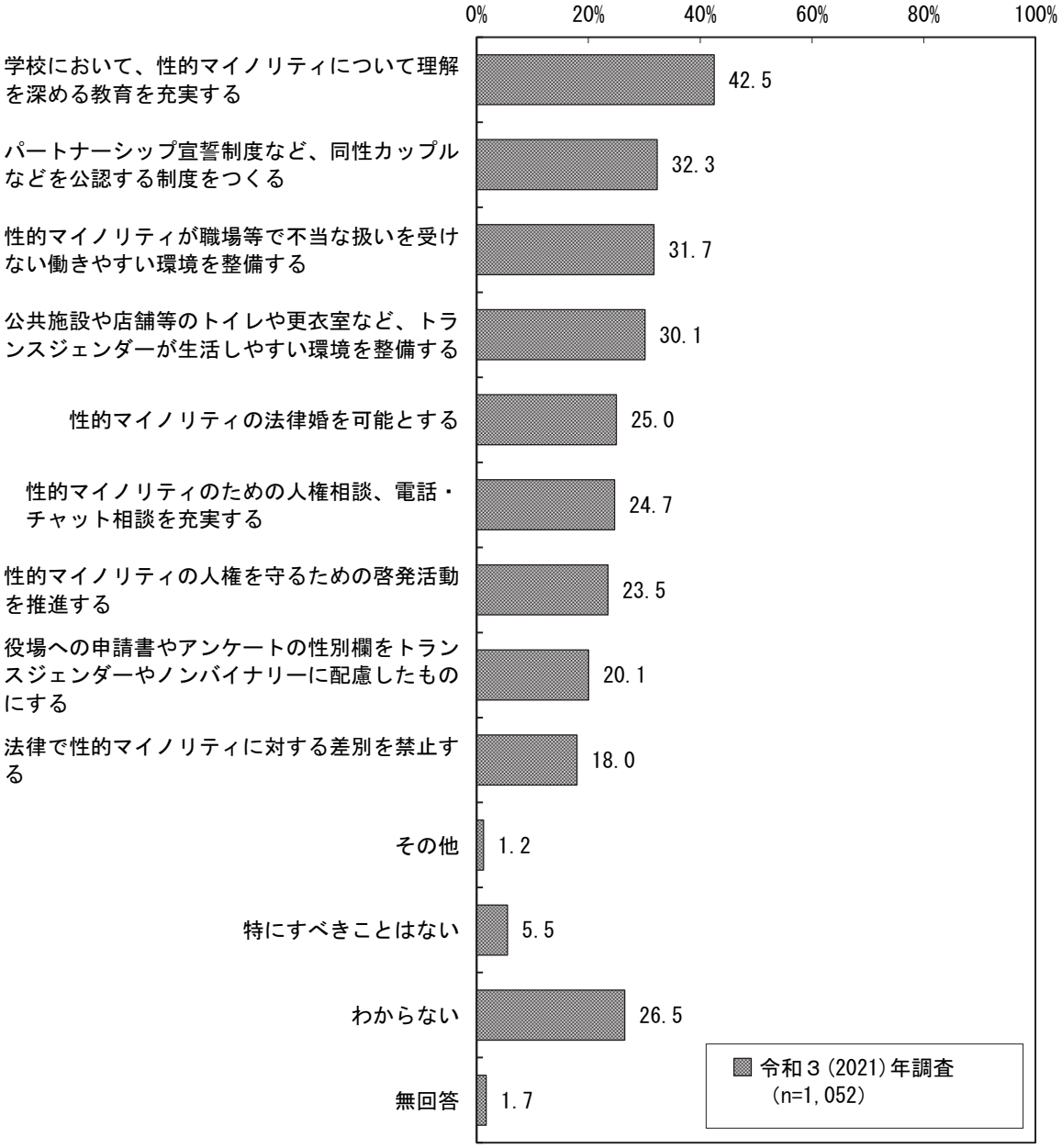

12 その他の人権問題

(1)　現状と課題

これまで掲げた課題以外にも人権に関わる問題があります。古くから続く問題だけでなく、新たに生じてきた問題などさまざまです。

①　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。国は平成18(2006)年に「北朝鮮人権法」※48を制定し、この法律において国及び地方公共団体は拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発に努めることと定められました。

また、平成23(2011)年４月には、国の「基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える一部改正が閣議決定され、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取り組みを積極的に推進するものとされています。

拉致問題の解決には、国内各層の問題理解、国際社会の支持が不可欠であるため、その関心と理解を深めていく啓発活動が必要です。

②　アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道等に先住していた民族であり、独自の文化や伝統を有していますが、アイヌの人々に対する日本人化（同化政策）等により、現在では、文化や伝統の十分な保存が図られてはいません。アイヌ語を理解し、その伝統を担う人々の高齢化により、次の世代への継承が課題となっています。また、アイヌの人々についての理解が十分ではなく、就職や結婚等において偏見や差別が依然として残っており、アイヌの人々の人権を尊重するための教育・啓発が必要です。

国においては、平成31(2019)年４月に「アイヌ民族支援法」※49（アイヌ新法）を制定し、アイヌの人々を「先住民族」として初めて明記するなど、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現に向けた取り組みが進められています。

③　ホームレスの人々の人権

ホームレス施策については、平成 14(2002)年８月「ホームレス自立支援法」※51に基づき、国が「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成 20・25・30

年見直し）を策定しており、これに沿って、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたる施策が推進されています。

ホームレスの人数は全国的に減少傾向にありますが、生活実態について、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあるほか、高齢化、野宿生活の長期化等の傾向が見られるという調査結果があります。ホームレスの人々に対する嫌がらせなどの人権問題も生じており、関係機関等との連携や市民への啓発を進める必要があります。

④　人身取引（トラフィッキング）による人権問題

性的搾取、強制労働などを目的とした「人身取引（トラフィッキング）」について、日本は人身取引の受入地であることが国際社会から指摘されており、重大な人権問題となっています。関係機関等との連携や市民への啓発を進める必要があります。

⑤　災害等に起因する人権問題

平成23(2011)年３月11日に発生した東日本大震災など、予測できない自然災害においては、未曾有の被害がもたらされるとともに、被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けるなどの問題が発生します。さらに、こうした大規模災害による避難生活におけるプライバシーなどの問題も懸念されています。

(2)　施策の方向性

これらの課題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に資する人権教育や啓発活動を推進していきます。また、関係機関との連携を深め、相談体制の充実に努めます。

第４章　あらゆる場における人権教育・啓発の推進

本章では、人権教育・啓発の効果的な推進を図るため、各場面における現状と課題、計画の目標及び基本的視点を踏まえた今後の施策の方向性を示します。

１　就学前における人権教育

(1)　現状と課題

就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期としてとらえられています。

子どもの成長にあわせ、集団生活や遊びの中での友達関係を通して、また、異年齢・異世代との交流を通して、多くの人と接しさまざまな体験を重ねることにより、自分を大切にする感情とともに、他の人に対して思いやりの心をもつ、人と関わる力の基盤が培われるよう取り組んでいく必要があります。

また、近年、インターネット利用の低年齢化が進んでおり、内閣府の調査では未就学児の５割以上は利用しているという結果も出ています。利用におけるルールづくりなど、家庭での対応も重要となっています。

(2)　施策の方向性

①　集団生活の場を通した人権教育

保育所等においては、集団生活や遊びの体験など日常の保育の中で、互いを尊重し、他人を思いやるなど人権を大切にする心を育てます。

②　交流・体験活動を通した人権教育

地域の高齢者との交流や施設訪問等、統合保育などを通して相互交流し、まわりの人への理解や思いやりの心を育んでいきます。

③　保育所職員等の資質の向上

就学前の子どもの育成に携わる保育所職員等については、子どもの人権問題に関して正しい理解と認識を深め、自らの人権感覚を高めるための研修等を実施し、資質の向上を図ります。

２　学校における人権教育

(1)　現状と課題

学校教育においては、「生きる力」を育むことがますます重要になっており、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成していくことが求められています。豊かな心については、児童生徒の発達段階に応じた心に響く道徳教育などの心の教育が必要です。

国の「基本計画」では、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていない等の問題」があるとしています。また、令和３(2021)年３月に公表された「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］」補足資料では、国民の意識や社会情勢の変化に伴い、学校における人権教育の重要性はさらに高まっているとしています。

市民意識調査結果によると、人権尊重社会の実現のために行政に最も求められているのが「学校の場において人権に関する教育を充実させる」こととなっています。（12 頁、図表１－8）

児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義や内容を理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、さらに具体的な態度や行動に現れるよう、道徳の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて人権に関する教育の充実を図っていく必要があります。

(2)　施策の方向性

①　心の教育の推進

心の教育の中心である道徳教育は、道徳科を中心に、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して計画的に行います。

また、各学校には「心の教育推進委員会」が設けられており、地域との連携を大切にした心の教育に取り組みます。

②　人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進

校長のリーダーシップのもと、全教職員の共通理解を図り、教科等指導、生徒指導、学級経営など教育活動全体を通して、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めてい

きます。その際、各学校は全体計画・年間指導計画に基づく適切な指導を行うとともに、小中一貫の視点に立った人権教育を進めていきます。

指導にあたっては、教師と児童生徒及び児童生徒同士が望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開していきます。

③　人権教育の充実をめざした教育課程編成の推進

人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権教育の活動と各教科等の指導が互いに作用し、効果が上がるよう教育課程の編成を進めていきます。

また、一人ひとりを大切にした授業や地域・家庭と連携した活動等を通して、人権意識や実践力が身に付くよう努めていきます。

④　人権尊重の理念に立った生徒指導の推進

積極的な生徒指導を図り、教師と児童生徒及び児童生徒同士が望ましい人間関係を形成し、他の人とともに、よりよく生きようとする態度や実践的な行動力が身に付くよう努めていきます。

いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、人権尊重の精神のもと、その行為を許さないという毅然とした指導を行います。

⑤　人権尊重の視点に立った学級経営等の推進

的確な児童生徒理解のもと、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていきます。特に、集団生活の中で望ましい人間関係を築き、協力しながら学び合うことの大切さを実感させ、互いを認め合う心や態度を形成できるよう学級経営に努めていきます。

３　家庭・地域における人権教育・啓発

(1)　現状と課題

市民が人権問題に対する理解と認識を深め、人権に関わるさまざまな問題の解決に資することができるよう、人権に関する学習活動や啓発活動を推進します。

人権尊重の意識は、まず日常生活の中で形成されるものであり、そのためには、地域や家庭においてさまざまな人権問題に対する理解と認識を深めることが必要です。しかし、近年の地域の都市化、核家族化の進展から、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学習機会の提供や環境の整備を通じて、家庭や地域における人権教育を支援していく必要があります。

(2)　施策の方向性

①　学習機会の提供

地域の身近な公民館や社会教育施設等の場において、参加しやすい形での学習会や研修を行うことにより、より多くの住民が参加できる学習機会を提供していきます。

②　学習環境の整備

人権に関する図書・資料・教材の充実を図り、さらにこうした教材や講師等の学習情報の提供に努めます。

③　地域指導者の育成

地域における人権教育を推進するために、人権問題を正しく理解し、地域で指導できる人材の育成に努めます。

④　家庭・学校・地域の連携

人権尊重のまちづくりを進めるために、家庭、学校、地域が相互に連携して、一体となった取り組みを進めます。

４　企業等における人権啓発

(1)　現状と課題

企業等は、その活動を通じて地域や多くの市民と深い関わり合いがあり、市民生活に大きな影響力を持っています。同時に、社会を構成する一員として、男女共同参画社会や少子高齢社会への対応、障害のある人への合理的配慮などの社会的責任が求められています。行政機関等はすでに義務化されている障害のある人への合理的配慮の提供については、障害者差別解消法の一部改正（公布日の令和３年６月４日から起算して３年を超えない範囲内で施行）に伴い、事業者にも義務付けられます。

公正な採用選考の確保、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障害者雇用の促進、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント(注 14)、パワー・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止など、人権問題に関して企業等が取り組むべき課題は多くあり、国や県と連携して働きかけを行うとともに、企業等が自ら取り組む研修等への支援を行っていく必要があります。

(2)　施策の方向性

①　公正な採用、雇用における平等の確保

企業等において、採用者が人権問題を正しく理解し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考システムが確立されるよう、石川県、石川労働局及び公共職業安定所等の関係機関と連携し、研修会等を通じて企業等に対し働きかけを行います。

②　企業等における人権啓発への支援

企業経営者及び公正採用選考人権啓発推進員等の担当者に対し、部落差別をはじめとする人権問題について、研修会等を通じて意識啓発を行います。

企業等自らが自主的かつ計画的、継続的な研修として人権啓発に取り組めるよう、研修に関し指導・助言を行うとともに教材等の提供を進めます。

（注 14）マタニティ・ハラスメント

職場における妊娠や出産に対する嫌がらせ行為であり、妊娠を理由に解雇、不利益な異動、減給、降格等不利益な取り扱いを行うこと。マタハラと略される。

５　特定の職業従事者に対する人権教育・啓発

(1)　現状と課題

市民一人ひとりの人権問題に関する意識をあらゆる場で高めていくためには、特に、人権に関わりの深い分野の業務に従事し、業務上個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮が求められる教職員や社会教育関係者はもとより、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員、市職員、マスメディア関係者などに対し、それぞれの機関において研修等を着実に推進していく必要があります。

(2)　施策の方向性

教職員、社会教育関係者、保健・医療関係者、福祉関係者、消防職員、市職員、マスメディア関係者等、人権に関わりの深い分野に従事する者に対し、研修等を通じて人権教育・啓発の充実に努めます。

①　教 職 員

子どもたちの豊かな人格形成のために、人権を尊重した学校教育の果たす役割は大きいといえます。このため、教職員一人ひとりが、人権問題についての認識を深め、確かな人権意識を持つように研修・啓発を行うことにより、子どもたちへの人権教育を効果的に進めるための指導力の向上を図ります。

〇初任者研修、採用されて一定の年数を経た教員に対する研修、担当者研修など、系統的に人権問題について研修を実施します。

〇一人ひとりの児童生徒に応じた指導を充実するとともに、人権が大切にされた教育が行えるよう、指導力を向上させるための研修を実施します。

〇いじめ・不登校等の実態を踏まえ、効果的な研修の内容について検討し、生徒指導との関連を強化していきます。

②　社会教育関係者

地区公民館等の社会教育施設に従事している職員をはじめとする社会教育関係団体の指導者は、地域住民と密接に関わる機会が多くあり、地域住民の人権学習を効果的に進めるためには、地域における学習会等を企画・開催する実行力が必要です。このため、それぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身に付け、人権問題の理解と認識を深めるよう、さらなる人権教育の研修の充実に努めます。

③　保健・医療関係者

保健・医療関係者は、その職務の遂行にあたっては、個人の人格の尊重やプライバシーの保護に十分配慮するなど、個人の人権擁護の立場に立った行動が求められることから、人権に対する意識を深めるための研修を実施します。

また、保健・医療関係の諸団体に対しても、人権に対する意識を深めるための研修実施など人権啓発の充実を働きかけます。

④　福祉関係者

福祉関係者は、さまざまな生活課題を抱える人と接する機会が多く、職務の遂行にあたって、個人の人格の尊重、プライバシーの保護及び公正公平な対応など人権意識に根ざした行動が強く求められることから、これらの人たちに対する研修や講演会などを通じて人権意識の普及、向上を図ります。

〇各職場での新任職員研修・中堅職員研修、監督職員研修、管理者研修及び養成機関での研修はもとより、さまざまな研修会や講演会などあらゆる場を通じて人権啓発を実施するよう関係団体・関係者等に働きかけ、差別のない明るい社会づくりに努めます。

〇民生委員児童委員については、新任研修に人権研修を盛り込みます。

⑤　消防職員

消防職員は、火災、救急、救助などのあらゆる災害現場において活動し、国民の生命、身体及び財産の保護に努めていますが、これらの消防業務を適正に執行するためには、法的な判断力とあわせ人権に関する正しい認識が必要です。このため、人権問題の現状と課題について認識が深まるよう、各種研修を継続的に実施し、消防職員の資質向上に努めます。

⑥　市 職 員

市職員には、より高い人権感覚を身に付け、業務にあたることが求められることから、人権に対する理解と認識を深め、適切に業務を遂行するために、階層に応じた系統的な研修を実施していきます。

〇職務年数別、役職別などの階層別で人権研修を実施します。

〇全階層を対象とした人権問題に関する講演会の開催や、関係団体が主催する人権

に関する講演会への参加などにより、職員の人権についての意識の向上を図ります。

〇研修や講演会の内容として、人権に関わる法律の制定や見直し、それらへの対応、新たな人権問題を盛り込むなどの充実を図り、適切な窓口対応や業務の遂行が図られるよう努めます。

⑦　マスメディア関係者

現代社会では、テレビ・ラジオ局、新聞社等、マスメディアは世論形成や教育・娯楽の提供などに大きな社会的役割を果たしていますが、時には行き過ぎた取材活動や報道が問題となることもあり、人権に配慮した取材や報道に努める必要があります。

マスメディア関係者には、人権の擁護・啓発の推進のため情報提供を行い、マスメディアを通じた人権意識の普及への協力を要請していきます。

６ 人材の育成

(1) 現状と課題

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題とし、日常生活の中で人権尊重を当たり前のこととして行動していくためには、学校教育や社会教育、家庭教育の場、企業・団体など市民に身近な場所で人権教育・啓発を推進していく必要があり、このために人権感覚と実践力を備えた指導者の育成・発掘に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

市民の身近な場所で人権教育・啓発をより効果的に推進するため、人権感覚と実践力を備えた指導者の発掘・育成に努め、人権出前講座の講師など地域での人権教育・啓発を担う人材として期待します。

〇地域の活動団体等との交流・連携を図り、人材の発掘に努めます。

〇人権尊重の意識を養う研修会等を開催し、学校、職場、地域などで活動する人材の育成を図ります。

〇それぞれの人権分野における専門の指導者などの交流・連携を促進します。

７　教材・学習プログラム等の開発

(1)　現状と課題

学校教育や社会教育、家庭教育の場、企業・団体等で、また、特定の職業従事者に対して、人権教育・啓発をより効果的に行うためには、活用しやすい教材や学習・研修プログラム等が必要となります。これらが有効に活用されることにより、市民一人ひとりの人権問題に関する意識が高まっていくことが期待されます。

(2)　施策の方向性

①　教材（啓発資料、リーフレット、DVD、図書等）

人権教育・啓発がより効果的に行われるよう、活用しやすい教材の収集、開発及び情報提供を行います。

〇学校、職場、地域、家庭での人権教育において、学習主体の対象やニーズに対応した教材の収集、開発を進めます。

〇これまで蓄積されてきた人権教育に関わる諸教材についても、新しい視点で見直すとともに、ワークショップなどの手法に対応した、分かりやすく効果的な教材の開発を進めます。

〇人権教育に関わる教材が市民に活用されるよう、積極的、効果的な情報提供を行います。

②　学習プログラム

人権の重要課題を総合的にとらえるとともに、日常生活に密着した身近な問題としてとらえていくため、学校教育や社会教育、家庭教育の場、企業・団体等で行う学習、研修のためのプログラムを開発し、内容の充実を図ります。

③　関係団体等との連携

人権教育・啓発に関する教材や学習プログラムの開発等にあたっては、これらのことに知識と技術を持つ関係団体等と連携を図りながら進めます。

第５章　計画の推進に向けて

１　推進体制

この計画の総合的・効果的な推進のため、副市長を座長とし、都市政策局、総務局、市民局、教育委員会などで構成する「金沢市人権同和対策連絡会議」において庁内連携を深め、全庁的な取り組みを一層進めます。

２　市民意識の把握と効果的な推進のための情報提供

(1)　市民意識の把握

計画の評価や見直しにあたっては、人権問題に関する市民意識の把握を行います。

(2)　効果的な推進のための情報共有

(1)で把握した市民意識や人権問題の現状や取り組みの成果を市のホームページなどを通じて共有し、市民意識のさらなる向上を促すことにより、市民協働による効果的な推進を図ります。

また、市の広報などに、講座、行事等の多様な情報を掲載するとともに、重要課題に関する新聞広告や啓発冊子を作成するなど、あらゆる機会をとらえて人権啓発・情報提供を行います。

人権啓発を進める上で、マスメディアの果たす役割が大きいことから、テレビ・ラジオの活用、ＩＣＴ環境の進歩・発展を受け、インターネットの活用等も推進し、ソーシャルメディアやSNSによる情報提供の強化・充実を図ります。

３　国、県、関係団体等との連携

人権教育・啓発の推進が広範な取り組みとして展開されるためには、国、県及び関係団体等との協働が重要です。国、県等と協力し、人権救済を取り扱う法務局や人権擁護委員など人権擁護に関する制度・機関のより一層の周知を図っていきます。また、人権教育・啓発と関わりのある市民団体等とパートナーシップを築き、教材・指導者等の情報の提供や交流を深めるなど幅広い相互の連携に努めます。

さらには、地域団体や企業等において人権教育・啓発の取り組みが積極的に推進される

必要があるため、これら民間団体に対して人権教育・啓発の取り組みの充実を促すとともに、講師や教材などについて適切な情報提供を行います。

資　料　編

世界人権宣言

日本が締結している主な人権関係条約

日本国憲法（抄）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
（人権教育・啓発推進法）

主な人権関連法

世界人権宣言

（1948（昭和23）年12月10日
第３回国際連合総会採択）

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第１条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

２　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第３条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第４条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第５条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第６条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第７条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第８条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第９条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

１　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

２　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

１　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

２　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

1　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1　成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1　すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2　何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3　人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

（外務省　仮訳文）

日本が締結している主な人権関係条約

名称（略称）	国際連合採択年月	日　本締結年月	締結国・地域等数	概　　要
1　経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（**国際人権Ａ規約**）	1966 (S41).12	1979 (S54).6	172	労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定している。
2　市民的及び政治的権利に関する国際規約（**国際人権Ｂ規約**）	1966 (S41).12	1979 (S54).6	173	人は生まれながらにして自由であるという基本的考えのもと、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定している。
3　あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（**人種差別撤廃条約**）	1965 (S40).12	1995 (H7).12	182	締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としている。
4　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（**女子差別撤廃条約**）	1979 (S54).12	1985 (S60).6	189	締約国には、女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが求められている。
5　拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（**拷問等禁止条約**）	1984 (S59).12	1999 (H11).6	171	「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定している。
6　児童の権利に関する条約（**子どもの権利条約**）	1989 (H1).11	1994 (H6).4	196	世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんおり、そのような現実を踏まえ、18歳未満のすべての子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的としている。
7　強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（**強制失踪条約**）	2006 (H18).12	2009 (H21).7	63	拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定している。
8　障害者の権利に関する条約（**障害者権利条約**）	2006 (H18).12	2014 (H26).1	188	障がいのある人の人権、基本的自由の享有の確保等を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の障がいのある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定している。

（注）締結国・地域等数は2021（令和４）年10月現在（1と8は2021（令和３）年８月現在）。

（「令和４年度版　人権の擁護」（法務省）より引用）

日本国憲法（抄）

〔昭和21(1946)年11月３日公布
昭和22(1947)年５月３日施行〕

〔基本的人権〕

第11条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔思想及び良心の自由〕

第19条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第21条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条　学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第25条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第26条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第27条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③　児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第28条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第29条　財産権は、これを侵してはならない。

②　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔基本的人権の由来特質〕

第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第98条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

②　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

（平成12年12月６日法律第147号）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第120号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

主な人権関連法

分野	名称（略称）	公布年月	施行年月
女性	1　売春防止法	S31(1956).5	S32(1957).4
	2　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（**男女雇用機会均等法**）	S47(1972).7	S47(1972).7
	3　男女共同参画社会基本法	H11(1999).6	H11(1999).6
	4　ストーカー行為等の規制等に関する法律（**ストーカー規制法**）	H12(2000).5	H12(2000).11
	5　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（**配偶者暴力防止法**）	H13(2001).4	H13(2001).10
	6　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（**女性活躍推進法**）	H27(2015).9	H27(2015).9
	7　政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	H30(2018).5	H30(2018).5
	8　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	R4(2022).5	R6(2024).4
子ども	9　教育基本法	S22(1947).3	S22(1947).3
	10　児童福祉法	S22(1947).12	S23(1948).1
	11　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（**児童買春・児童ポルノ禁止法**）	H11(1999).5	H11(1999).11
	12　児童虐待の防止等に関する法律（**児童虐待防止法**）	H12(2000).5	H12(2000).11
	13　次世代育成支援対策推進法	H15(2003).7	H17(2005).4
	14　子ども・若者育成支援推進法	H21(2009).7	H22(2010).4
	15　子ども・子育て支援法	H24(2012).8	H27(2015).4（新制度開始）
	16　いじめ防止対策推進法	H25(2013).6	H25(2013).9
	17　子どもの貧困対策の推進に関する法律（**子どもの貧困対策法**）	H25(2013).6	H26(2014).1
	18　こども基本法	R4(2022).6	R5(2023).4
高齢者	19　老人福祉法	S38(1963).7	S38(1963).8
	20　高齢社会対策基本法	H7(1995).11	H7(1995).12
	21　介護保険法	H9(1997).12	H12(2000).4
	22　高齢者の居住の安定確保に関する法律	H13(2001).4	H13(2001).8
	23　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（**高齢者虐待防止法**）	H17(2005).11	H18(2006).4
	24　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（**バリアフリー法**）	H18(2006).6	H18(2006).12
	25　成年後見制度の利用の促進に関する法律（**成年後見制度利用促進法**）	H28(2016).4	H28(2016).5
障がいのある人	26　障害者の雇用の促進等に関する法律（**障害者雇用促進法**）	S35(1960).7	S35(1960).7
	27　障害者基本法	S45(1970).5	S45(1970).5
	28　身体障害者補助犬法	H14(2002).5	H14(2002).10
	29　発達障害者支援法	H16(2004).12	H17(2005).4
	30　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（**障害者総合支援法**）	H17(2005).11	H18(2006).4
	31　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（**障害者虐待防止法**）	H23(2011).6	H24(2012).10

分野	名称（略称）	公布年月	施行年月
障がいのある人	32　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（**障害者差別解消法**）	H25(2013).6	H28(2016).4
	33　ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（**ユニバーサル社会実現推進法**）	H30(2018).12	H30(2018).12
	34　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**）	R4(2022).5	R4(2022).5
部落差別	35　部落差別の解消の推進に関する法律（**部落差別解消推進法**）	H28(2016).12	H28(2016).12
外国人	36　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（**ヘイトスピーチ解消法**）	H28(2016).6	H28(2016).6
	37　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（**技能実習法**）	H28(2016).11	H29(2017).11
感染症患者等	38　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（**感染症法**）　（新型コロナウイルス感染症に対応するため、R3(2021).2 に改正）	H10(1998).10	H11(1999).4
	39　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（**ハンセン病問題基本法**）	H20(2008).6	H21(2009).4
犯罪被害者等	40　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（**犯罪被害者等保護法**）	H12(2000).5	H12(2000).11
	41　犯罪被害者等基本法	H16(2004).12	H17(2005).4
インターネットによる人権侵害	42　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（**プロバイダ責任制限法**）	H13(2001).11	H14(2002).5
	43　個人情報の保護に関する法律（**個人情報保護法**）	H15(2003).5	H15(2003).5
	44　自殺対策基本法	H18(2006).6	H18(2006).10
	45　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（**リベンジポルノ被害防止法**）	H26(2014).11	H26(2014).11
性的マイノリティ	46　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（**性同一性障害特例法**）	H15(2003).7	H16(2004).7
その他の人権問題	47　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（**拉致被害者支援法**）	H14(2002).12	H15(2003).1
	48　拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（**北朝鮮人権法**）	H18(2006).6	H18(2006).6
	49　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（**アイヌ民族支援法**）	H31(2019).4	R1(2019).5
	50　生活保護法	S25(1950).5	S25(1950).5
	51　ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（**ホームレス自立支援法**）	H14(2002).8	H14(2002).8
	52　生活困窮者自立支援法	H25(2013).12	H27(2015).4
	53　人身保護法	S23(1948).7	S23(1948).9
	54　東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	H24(2012).6	H24(2012).6

（注）名称は令和５（2023）年１月現在。公布・施行年月は当初。

金沢市人権教育・啓発行動計画 2023

令和５(2023)年３月

発行／金沢市 市民局 ダイバーシティ人権政策課

〒920-8577　金沢市広坂１丁目１番１号

TEL　076-220-2095　FAX　076-260-1178

E-mail:jinken@city.kanazawa.lg.jp